

令和3年度 厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」班
分担研究報告書

受動喫煙防止の法規制による自治体の受動喫煙対策へのインパクト評価

研究分担者 姜 英 産業医科大学 産業生態科学研究所 講師

研究要旨：

本研究では、改正健康増進法の施行前後の敷地内禁煙の導入の実態、その効果及び継続効果を評価することを目的に、159自治体について調査を行った。その結果、改正健康増進法の施行後はすべて建物内全面禁煙となった。また、特定屋外喫煙所を設けない敷地内全面禁煙を実施した自治体が法改正前の13.8%から35.8%に増加したが、2021年度末で37.7%にとどまった。11団体の14箇所の特定屋外喫煙場所は、新型コロナウイルスの影響で一時的に閉鎖されたが、1箇所は再開し、10箇所は今後再開する予定であった。また、議会棟・フロアについては、喫煙専用室が設置可能な第二種施設と分類されたこともあり、議会棟・フロアを敷地内全面禁煙または建物内全面禁煙とした自治体の割合も82.4%にとどまった。タバコを販売する割合は、特定屋外喫煙場所を残している自治体（70.7%）が敷地内全面禁煙の自治体（41.7%）より有意に高いことが分かった（ $P<0.001$ ）。

改正健康増進法の施行により、自治体の敷地内・建物内全面禁煙を促進する効果があったことが認められた。今後、更なる効果を得られるため、議会部分を含め、特定屋外喫煙場所を残さない「敷地内全面禁煙」を施行する健康増進法の再改正が必要である。

A. 研究目的

わが国では2003年に施行された健康増進法により学校、病院、官公庁、公共施設、公共交通機関を中心に屋内の禁煙化が進みつつあるが、罰則規定のない努力義務であるため、いずれの分野も屋内が完全に禁煙化されてはいなかった。2010年2月25日に厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）と2012年10月29日「受動喫煙防止対策の徹底について」が発出され、「少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙とすべきである」ことが示された。そのため、地方自治体では建物内の既存の喫煙室を廃止して「建物

内全面禁煙」を実施し、公用車を禁煙化するなどの団体が増えるなど、一定の効果が発生していることを先行研究において確認した。しかし、2017年度末までに主要な121自治体のうち「建物内全面禁煙」を実施していたのは72団体（59.5%）にとどまっていた。

2018年7月25日「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）が公布され、2019年1月24日に屋外における受動喫煙の配慮義務、同年7月1日より「多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等」として、「第一種施設（学校、病院、児童福祉施設等、国及び地方公共団体の行政機

関の庁舎)」では「敷地内禁煙」とされた。そのため、すべての自治体の100%の行政機関の庁舎（以下、一般庁舎）が「建物内全面禁煙」となり、一部の団体では議会部分と屋外でも喫煙を禁止する「敷地内全面禁煙」が実施された。

本研究は健康増進法の改正による自治体の「建物内全面禁煙」「敷地内全面禁煙」の状況を調査し、その効果を評価することを目的とした。

B. 研究方法

先行研究に引き続き、主要な121地方自治体（47都道府県庁、46道府県庁所在市、23東京特別区、5政令市*）に38中核市（候補市を含む）を加えて、合計159自治体に調査票を郵送し、

- 建物内・敷地内全面禁煙の実施状況
- 警察本部（都道府県）と消防局（都道府県を除く）の建物内・敷地内全面禁煙の実施状況
- 特定屋外喫煙場所を設置している場合、コロナの影響で閉鎖している状況及び今後再開する予定の有無
- 勤務時間内の喫煙制限の実施状況
- 本庁舎内でタバコの販売状況と今後販売中止の予定の有無
- 職員の喫煙率（男女別と全職員）

について先行研究から14回目となる調査を行った。

*道道府県庁所在市 15 政令市を除く 5 政令市

（川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市）

（倫理面への配慮）

本研究は、人を対象とする研究ではないため、該当しない。

C. 研究結果

全国の主要な地方自治体159団体の一般庁舎は改正健康増進法の実施によってすべて「建物内全面禁煙」となった（資料）。さらに、特定屋外喫煙場所を設置しない「敷地内全面禁煙」を実施した自治体は法改正前2018年度末の計22団体（13.8%）から、2019年度末に57団体（35.8%）に増加した後（図1）、2021年度末に60団体（37.7%）に増加した。「建物内全面禁煙」で特定屋外喫煙場所を残している99自治体（全体の62.3%）のうち「敷地内全面禁煙を検討中」と回答したのはわずか4団体（4.0%）であった。

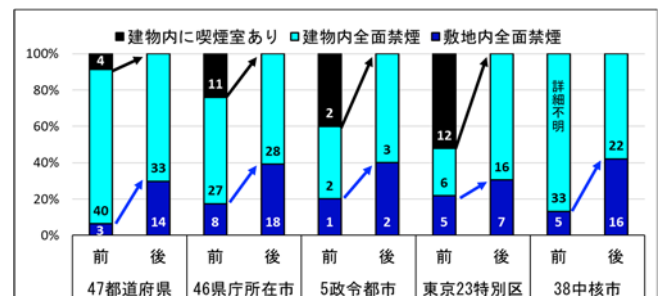


図1. 改正健康増進法が施行された前後の受動喫煙対策状況の変化（第一種施設）

2021年度で11団体の14箇所の特定屋外喫煙場所は新型コロナウイルス対策のために閉鎖され、そのうち、3箇所は今後再開する予定がなく、永久閉鎖された。

一方、議会棟・フロアは、56団体（35.2%）が「敷地内全面禁煙」、75団体（47.2%）が「建物内全面禁煙」、28団体（17.6%）が「建物内に喫煙場所を残す」であり、特に都道府県において、前年度と同様に19団体（40.4%）は建物内に喫煙場所を設置しており、議会の禁煙化は一般庁舎に比べてまだ遅れていることが分かった。

都道府県の警察本部は、28 団体 (59.6%) は「敷地内全面禁煙」、19 団体 (40.4%) は「建物内全面禁煙」であった。市の消防局は、前年度と同様で 29 団体 (33.0%) は「敷地内全面禁煙」を実施しており、59 団体 (67.0%) は「建物内全面禁煙」であった。警察本部の敷地内禁煙は進んでいる一方、消防局の対策が遅れていることが分かった。

159 自治体のうち、一般庁舎でタバコの販売を行っていない自治体は 64 団体 (40.3%)、売店、コンビニ、自動販売機などで販売を行っている自治体は 95 団体 (59.7%) であった。

販売を行っている 95 自治体のうち、今後タバコの販売の中止予定について、「中止決定」1 団体 (1.1%)、「検討中」2 団体 (2.1%)、「未検討」42 団体 (44.2%)、「販売継続」6 団体 (6.3%)、「管理権限なし」44 団体 (46.3%) であった。

敷地内全面禁煙 60 団体のうち、タバコの販売を行っている自治体は 25 団体 (41.7%) に対して、建物内全面禁煙 (特定屋外喫煙場所あり) 99 団体のうち、タバコの販売を行っている自治体は 70 団体 (70.7%) で、統計的に有意に高く ($P < 0.001$)、特定屋外喫煙場所を残している自治体はタバコを販売する割合が高いことが分かった (表)。

禁煙実施状況	タバコの販売		計
	あり	なし	
敷地内全面禁煙	25 (41.7%)	35 (58.3%)	60
建物内禁煙 (特定屋外喫煙場所あり)	70 (70.7%)	29 (29.3%)	99
計	95 (59.7%)	64 (40.3%)	159

D. 考察

先行研究で 2017 年度末までに「建物内全面禁煙」を実施していたのは 72 団体 (59.5%) であったが、2019 年 7 月に改正健康増進法が施行されたことで 100% が「建物内全面禁煙」を実施した。さらに、「敷地内全面禁煙」を実施した自治体は、2018 年の 22

団体 (13.8%) から 57 団体 (33.9%) に増加し、健康増進法の改正の効果が見られたが、その後の 2 年間で大きな変化が見られなかった。

また新型コロナウイルスの影響で、喫煙場所は 3 密 (屋外喫煙場所は 2 密) であるため、一時的に閉鎖している自治体もあった。ただし、ほとんどは今後再開する予定であった。現在閉鎖している喫煙場所はそのまま再開せずに永久閉鎖されることを推奨する。

議会棟・フロアの禁煙化が一般庁舎に比べて遅れている理由は、国会や地方議会を喫煙専用室の設置が可能な第二種施設として分類されたためである。現在はまだ 28 団体 (17.6%) が建物内に喫煙場所を残しているため、受動喫煙対策として不十分である。

敷地内全面禁煙を実施・決定した後、近隣の公園やコンビニエンスストアなどの商業施設等で喫煙することが問題となり、屋外や屋上に喫煙場所を設置 (逆行) した自治体が発生した。このような事態を回避するためには、「敷地内全面禁煙」を実施する前に職員の禁煙外来を受診させること、敷地周囲での喫煙を予め禁止しておくなどのルールづくりが必要であると考えられた。

E. 結論

改正健康増進法の施行により、自治体の敷地内・建物内全面禁煙を促進する効果があったことが認められたが、その後の 2 年間で大きな進捗は見られなかった。今後、議会棟・フロアを含め、特定屋外喫煙場所を残さない「敷地内全面禁煙」を施行する健康増進法の再改正が必要である。

F. 研究発表

1. 論文発表 (本研究に関連するもの)
なし

2. 学会発表

1) 姜英. 屋外、屋内の喫煙所はどう変わったか?

～改正健康増進法の全面施行と新型コロナウイルスによる変化～. 第 31 回日本疫学会学術総会. 2021 年 1 月. オンライン開催

2) 姜英. 改正健康増進法による地方公共団体の建物内・敷地内禁煙化. 第 80 回日本公衆衛生学会総会. 2021 年 12 月. 東京都

3. その他

1) 大和 浩、姜 英. リフレット「自治体・職域における喫煙対策を推進するための資料～改正健康増進法の全面施行の効果～」. 2022 年 3 月.

G. 知的財産権の出願・登録状況

本研究で知的財産権に該当するものはなかった。

資料

令和3(2021)年度

厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)

受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究(19FA1005)

自治体・職域における喫煙対策を推進するための資料 ～改正健康増進法の全面施行の効果～



熊本市の一般庁舎(議会を含む)敷地内全面禁煙のお知らせ(2019年7月より)

【内容】

改正健康増進法全面施行の効果ー全国自治体の禁煙実施状況の変化.....	1
資料1: 都道府県庁の建物内禁煙の経時変化、平成19(2007)～令和3(2021)年度.....	6
資料2: 都道府県庁、道府県庁所在市、23特別区、政令市、中核市(候補市を含む)の禁煙状況.....	7
資料3: 福島県、福島市、山形市、東京都三鷹市、清瀬市、静岡県袋井市、 広島県東広島市、大阪府寝屋川市、豊中市、奈良広陵町の受動喫煙防止条例.....	11

令和4年(2022)年3月10日作成

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室

教授: 大和 浩 講師: 姜 英

改正健康増進法全面施行の効果－全国自治体の禁煙実施状況の変化

2018年7月に公布された健康増進法の一部を改正する法律（以下、改正健康増進法）が、

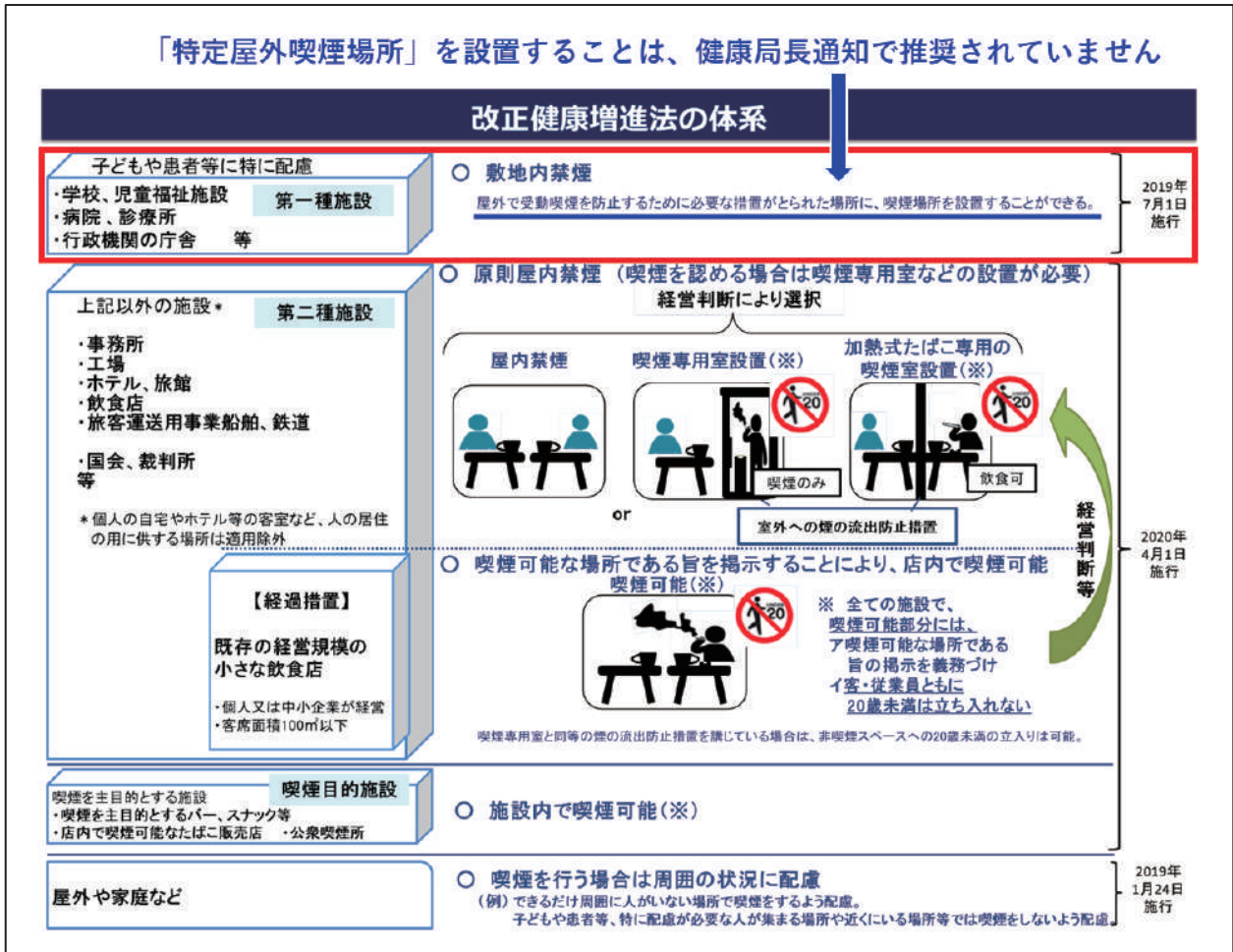
①2019年1月に屋外と家庭などにおける配慮

②2019年7月に第一種施設（学校・病院・行政機関等）における敷地内禁煙

③2020年4月に第二種施設（上記以外の施設）における原則屋内禁煙

の三段階に分けて全面施行された（図1）¹⁾。

義務違反には、指導、勧告、命令、公表、罰則（過料）の対象となる。



*青文字、赤枠を追加

図1. 改正健康増進法の体系（厚生労働省 HP 健康・医療「受動喫煙対策」より）

改正法の施行に関し、平成 31(2019)年 2 月 22 日、厚生労働省健康局長通知として「『健康増進法の一部を改正する法律』の施行について（受動喫煙対策）」が発出されました²⁾。

第一種施設の特定屋外喫煙場所については、図 2 のように記載されています。

2 特定屋外喫煙場所（新法第 28 条第 13 号関係）

(1) 新法第 28 条第 13 号に規定する特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものであるところ、当該措置とは、以下のものであること。（新規則第 15 条関係）

① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。
 「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。

② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
 当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があり、標識例（別添 3）をお示ししているので御活用いただきたい。

③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。
 「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。

(2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

(3) 第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。

図 2. 第一種施設における特定屋外喫煙場所

改正健康増進法で屋内に喫煙室を残すことは禁止されたため、159 自治体の一般庁舎の屋内喫煙室（黒い部分）はゼロになり、法律で定められたとおりに敷地内全面禁煙を実施したのは 22 団体（13.8%）から 57 団体（35.8%）に増えました。その一方で、102 団体（64.2%）の一般庁舎に特定屋外喫煙場所を設置していることが分かりました（図 3）。

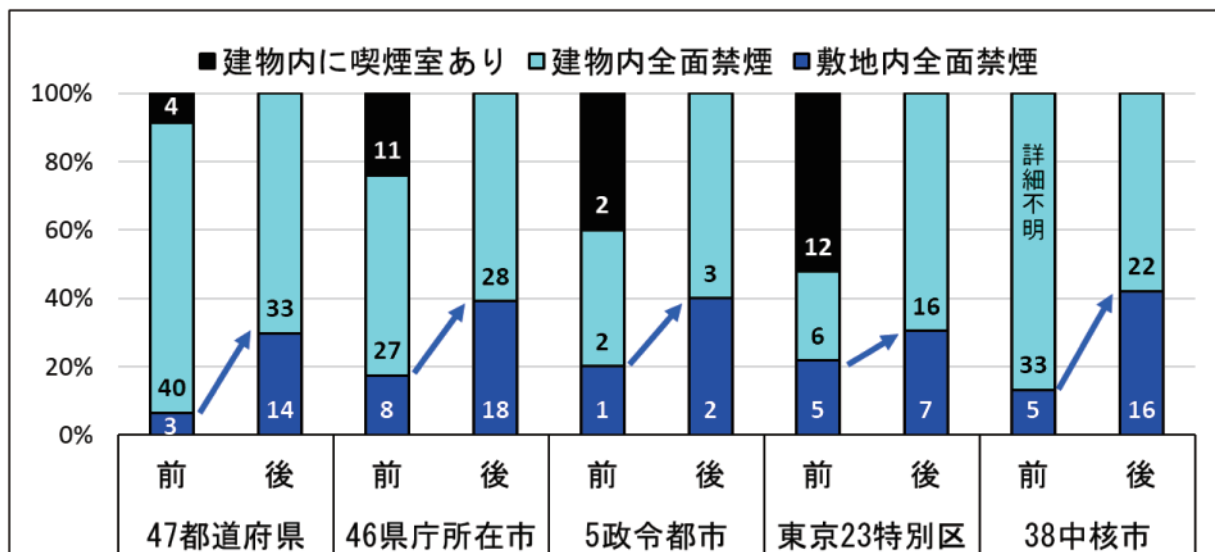


図 3. 改正健康増進法が施行された前後の受動喫煙対策状況の変化（第一種施設）

2021年度の一般庁舎、議会棟・フロア、警察本部、消防局の禁煙実施状況を図4にまとめました(資料2より)。議会棟・フロアは第二種施設と考えている団体の建物内に喫煙場所が残っていること(17.6%)、警察本部の敷地内禁煙は進んでいる一方、消防局の対策が遅れていることが分かりました。

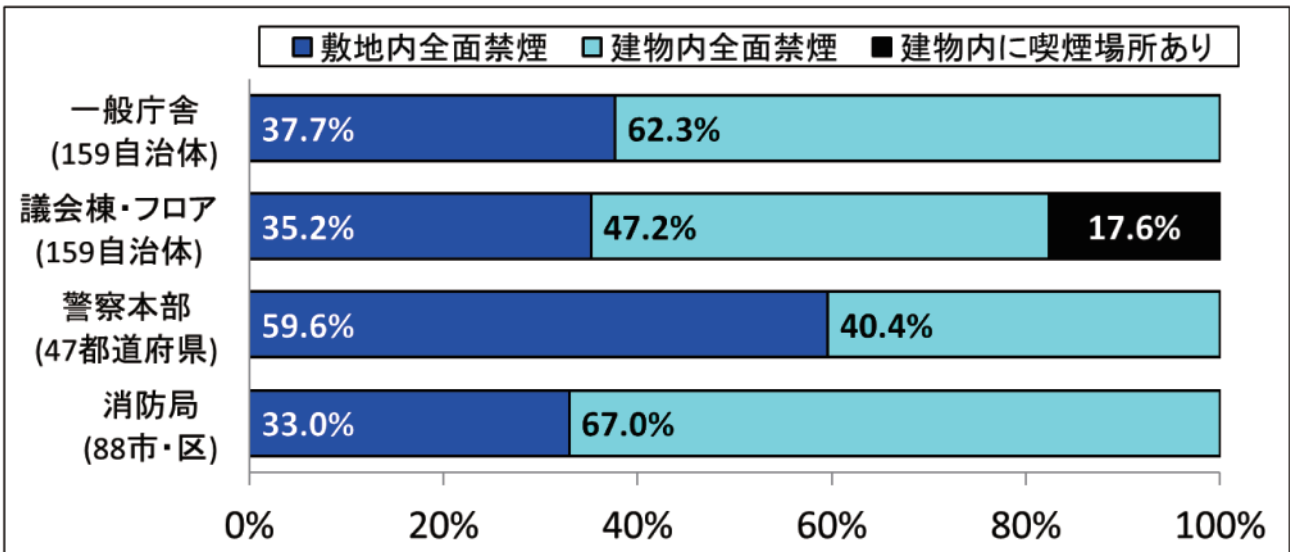


図4. 2021年度一般庁舎、議会棟・フロア、警察本部、消防局の禁煙実施状況

仮に、特定屋外喫煙場所を設置した場合、その場所を中心として少なくとも半径25メートルで受動喫煙が発生するため、子どもや妊婦、過敏症の患者さん達も利用する自治体の敷地内に喫煙場所を残すことは不適切です³⁾。

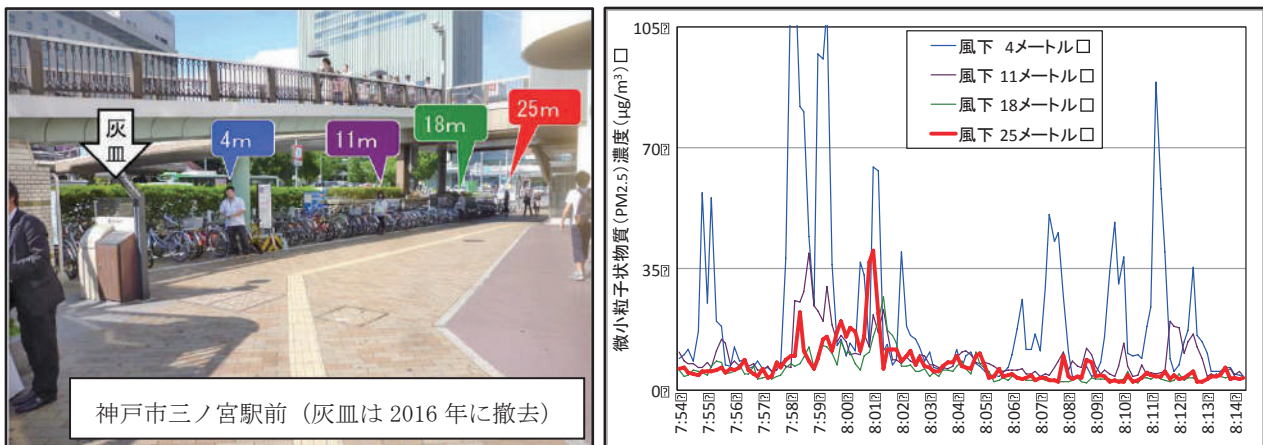


図5. 屋外喫煙場所の風下で発生する「望まない受動喫煙」
喫煙で発生する微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 濃度 (µg/m³) で評価した

屋外の開放式喫煙場所であったとしても、そこを清掃する場合には作業者に職業的な受動喫煙が発生します（図 6-左）。議会棟・フロアの屋内に喫煙室を残した場合、さらに高い濃度の受動喫煙が発生します。そのため、一般職場における対策について発出された「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン（令和元年 7 月 1 日 基発 0701 第 1 号）」では、清掃業者の保護についても記載しています（図 6-右）。実際、長崎県諫早市では、清掃業者の受動喫煙が問題となり、議会の喫煙室が撤去されました。

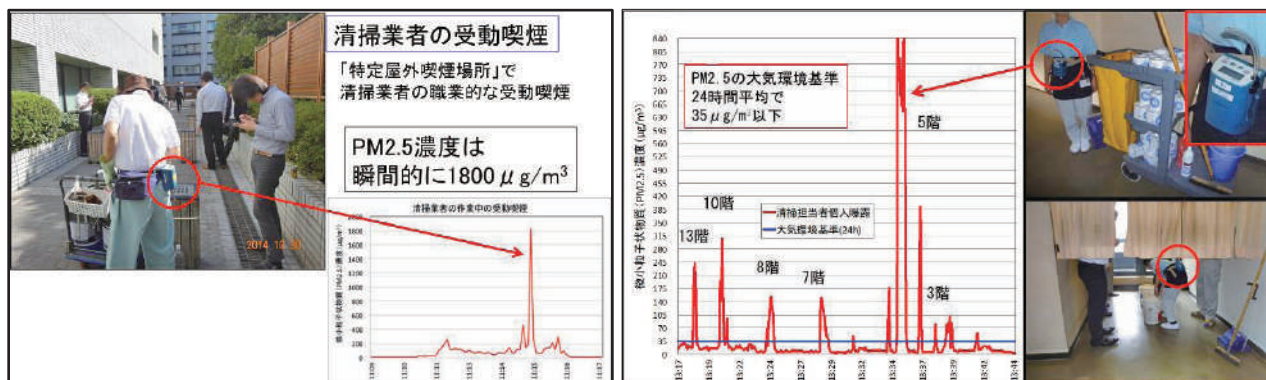


図 6. 屋外（左）と屋内（右）の喫煙場所を清掃する労働者のばく露グラフと写真

2021 年度は、一般庁舎におけるタバコの販売状況、販売の管理者、および、今後販売中止の予定の有無について追加調査をしました（資料 2）。

159 自治体のうち、一般庁舎でタバコの販売を行っていない自治体は 64 団体（40.3%）、売店、コンビニ、自動販売機などで販売を行っている自治体は 95 団体（59.7%）でした。

販売を行っている 95 自治体のうち、今後タバコの販売の中止予定について、「中止決定」1 団体（1.1%）、「検討中」2 団体（2.1%）、「未検討」42 団体（44.2%）、「販売継続」6 団体（6.3%）、「管理権限なし」44 団体（46.3%）でした。

敷地内全面禁煙 60 団体のうち、タバコの販売を行っている自治体は 25 団体（41.7%）に対して、建物内全面禁煙（特定屋外喫煙場所あり）99 団体のうち、タバコの販売を行っている自治体は 70 団体（70.7%）で、統計的に有意に高く（ $P < 0.001$ ）、特定屋外喫煙場所を残している自治体はタバコを販売する割合が高いことが分かりました。

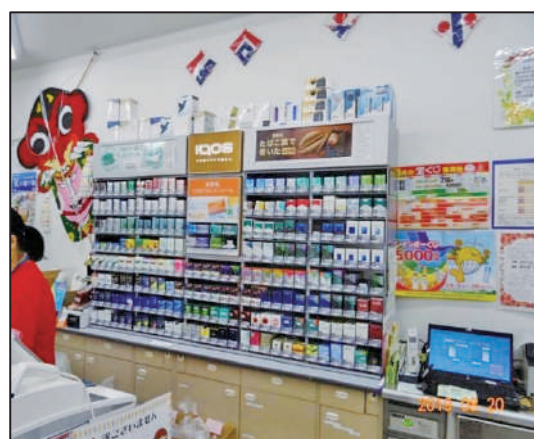


図 7. 某自治体の一般庁舎の売店
（2019 年 8 月時点）

表 1. 159 自治体の敷地内禁煙の実施状況と一般庁舎のタバコの販売状況（2021 年度）

禁煙実施状況	タバコの販売		計
	あり	なし	
敷地内全面禁煙	25 (41.7%)	35 (58.3%)	60
建物内禁煙 (特定屋外喫煙場所あり)	70 (70.7%)	29 (29.3%)	99
計	95 (59.7%)	64 (40.3%)	159

改正健康増進法では、「屋外や家庭など」は喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮することが義務とされています。また、基本的な考え方2では、「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮」とされています。実社会で問題となるのは子ども達の通学路と自宅です。

図8は、ある小学校の前の道路を、朝の通勤時間帯に粉じん計とカメラの時計を一致させて往復し、タバコの臭いがした方向を撮影した結果です。通学路での歩きタバコと路肩での喫煙を禁止しない限り、子ども達の「望まない受動喫煙」を防止することはできません。調布市のように、学校に隣接する路上をはじめ、市内の駅前広場やその周辺の路上、さらに公園も禁煙とする条例を施行することが望まれます。

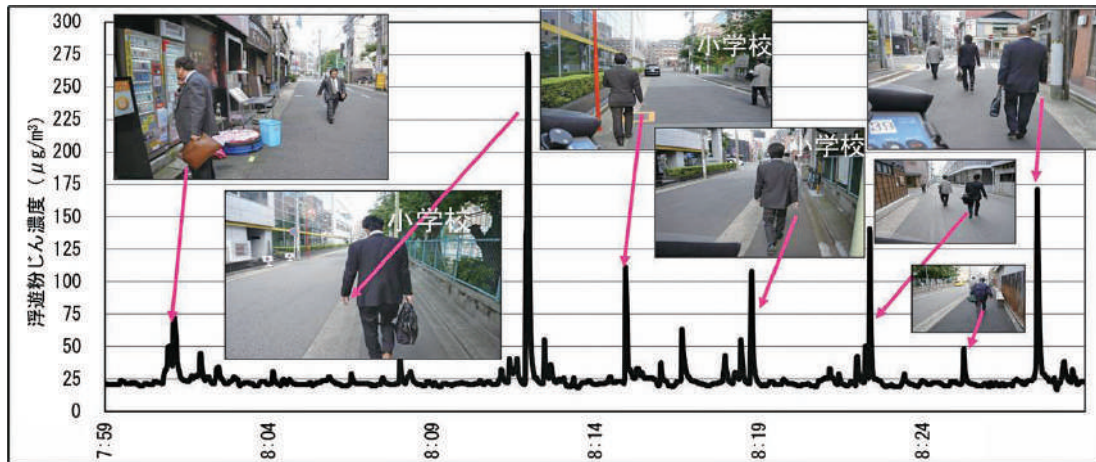
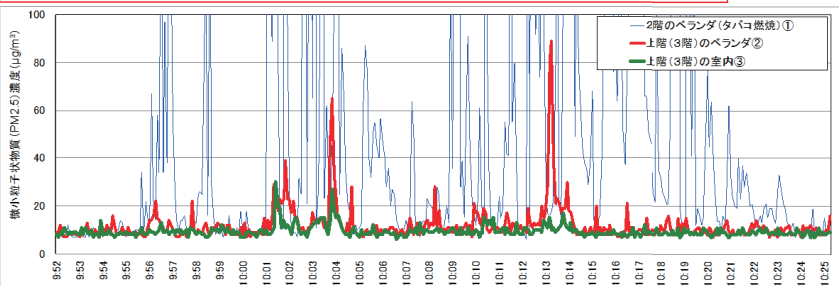


図8. 小学生の通学路、歩きタバコによる受動喫煙
粉じん計とカメラの時計をシンクロ、臭いがした方向を撮影

さらに、隣家からの「望まない受動喫煙」は社会問題となっています。集合住宅のベランダで燃焼するタバコから発生した微小粒子状物質 (PM_{2.5}) を、上のフロアと同じフロアの隣家のベランダと室内で同時に測定した実験結果を示します。PM_{2.5} は、それぞれのベランダに拡散し、開いた窓から室内に流入し、「望まない受動喫煙」が発生することが認められました⁴⁾。



●2階から3階のベランダ(赤)と室内(緑)への拡散



●同じフロアの隣家のベランダと室内への拡散

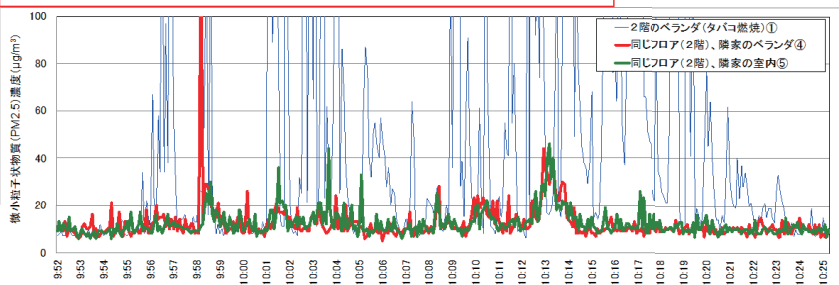


図9. 集合住宅のベランダ喫煙による受動喫煙

資料1. 都道府県庁の一般庁舎における禁煙実施状況の変化(2022年3月1日時点)

望ましい変化	未検討	検討中	禁煙化決定	建物内禁煙	敷地内禁煙(条件付き)	敷地内全面禁煙
望ましくない変化	未検討	検討中	喫煙場所を狭す			

	一般庁舎の禁煙実施状況													禁煙化日	喫煙場所(屋外)			
	2007年度	2008年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度			2021年度		
北海道	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙決定	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2020年6月	なし		
青森県	検討中	検討中	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2019年7月	なし		
岩手県	未検討	未検討	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2019年7月	なし		
宮城県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年7月	屋上1 近隣所有地喫煙室・喫煙コーナー1		
秋田県	検討中	未検討	建物内禁煙 (移行期間を経て)	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2018年10月	なし		
山形県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2019年7月	なし		
福島県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2018年9月	喫煙室2		
茨城県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2018年7月	なし		
栃木県	禁煙化決定	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2009年7月	テラス・ベランダ1		
群馬県	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	検討中	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2019年6月	隣接しない喫煙コーナー1
埼玉県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2004年4月	屋上1		
千葉県	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙決定	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2020年4月	なし		
東京都	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	検討中	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	禁煙化決定	禁煙化決定	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2019年7月	なし
神奈川県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年4月	出入口近傍喫煙コーナー禁止 喫煙室1		
新潟県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2019年6月	喫煙室2	
富山県	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年11月	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー禁止 (1)コロナの影響で一時的閉鎖(後戻) 屋上1		
石川県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2019年7月	隣接しない喫煙コーナー1		
福井県	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙 (8:30~12:00)	敷地内禁煙 (8:30~12:00)	敷地内禁煙 (8:30~12:00)	敷地内禁煙 (8:30~12:00)	2018年6月	隣接しない喫煙コーナー1	
山梨県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年5月	喫煙室1 屋上2		
長野県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年9月	喫煙室1 (1)コロナの影響で一時的閉鎖 屋上1		
岐阜県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2018年4月	隣接しない喫煙コーナー (1)コロナの影響で一時的閉鎖(後再開)		
静岡県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2018年4月	屋上2 近隣所有地喫煙室・喫煙コーナー1		
愛知県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2019年7月	隣接しない喫煙コーナー2 屋上1		
三重県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2016年4月	喫煙室1		
滋賀県	検討中	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2019年5月	なし		
京都府	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年10月	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1		
大阪府	未検討	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2008年5月	なし 隣の管理地に屋外喫煙スペース2)		
兵庫県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2007年4月	出入口近傍喫煙コーナー2 (1)コロナの影響で一時的閉鎖 テラス・ベランダ6		
奈良県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年9月	隣接しない喫煙コーナー2		
和歌山県	未検討	未検討	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年7月	屋上2		
鳥取県	未検討	未検討	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙決定	建物内禁煙	建物内禁煙	2012年1月	喫煙室1 (1)コロナの影響で一時的閉鎖		
島根県	未検討	未検討	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	隣接しない喫煙コーナー1 屋上3		
岡山県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年9月	屋上1		
広島県	検討中	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年10月	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1		
山口県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2019年7月	隣接しない喫煙コーナー3 出入口近傍喫煙コーナー(禁止)		
徳島県	未検討	未検討	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	屋上1		
香川県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年7月	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ1		
愛媛県	未検討	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	屋上2		
高知県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年11月	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1		
福岡県	未検討	未検討	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	隣接しない喫煙コーナー2		
佐賀県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2019年7月	なし		
長崎県	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2018年1月	喫煙室2		
熊本県	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	2019年7月	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1 (1)コロナの影響で一時的閉鎖		
大分県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	禁煙化決定	禁煙化決定	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2018年4月	隣接しない喫煙コーナー1 屋上3		
宮崎県	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	2019年4月	屋上3		
鹿児島県	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	喫煙場所を狭す	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	2019年7月	隣接しない喫煙コーナー2		
沖縄県	未検討	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2019年7月	なし		

青文字: 昨年度より数が減少した
赤文字: 昨年度より数が増加した

資料2-①. 都道府県庁の一般庁舎・議会における禁煙実施状況(2022年3月1日時点)

*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況	14都道府県	数地内全面禁煙の検討	勤務中の喫煙	タバコの販売	禁煙実施状況	喫煙場所	禁煙実施状況
数地内全面禁煙(決定)	33都道府県	勤務時間中禁煙	販売場所	販売中止予定	数地内全面禁煙(決定)	数地内全面禁煙(決定)	数地内全面禁煙(決定)
建物内全面禁煙		禁煙化決定	なし	なし	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙
建物内全面禁煙化決定		自業/節度	売店/コンビニ	検討中	建物内全面禁煙化決定	会議控え室のみ	建物内全面禁煙化決定
検討中		数地内全面禁煙検討中	売店/コンビニ	検討中	喫煙室	喫煙室	検討中
未検討		数地内全面禁煙未検討	規定なし	自動販売機	未検討	喫煙コーナー	未検討
喫煙場所を設す		屋外喫煙場所設置	規定なし	販売権限なし	喫煙場所を設す	会議・委員会室、喫煙室	喫煙場所を設す

	都道府県庁：一般庁舎		数地内全面禁煙の検討	勤務中の喫煙禁止	タバコの販売		禁煙実施状況		喫煙場所	警察本部の現状
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋外)			販売場所	販売中止予定	禁煙実施状況	喫煙場所		
北海道	数地内全面禁煙 2020.6	なし	数地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2020.6	売店/コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙(数地内全面禁煙検討中)		数地内全面禁煙 2019.4	数地内全面禁煙 2019.4
青森県	数地内全面禁煙 2019.7	なし	数地内全面禁煙	自業・節度ある喫煙 2013.7	売店	管理権限なし	数地内全面禁煙 2019.7		数地内全面禁煙 2019.5	数地内全面禁煙 2019.5
岩手県	数地内全面禁煙 2019.7	なし	数地内全面禁煙	自業・節度ある喫煙 2020.7	売店	販売権限	喫煙場所を設す	喫煙室	数地内全面禁煙 2019.4	数地内全面禁煙 2019.4
宮城県	建物内全面禁煙 2010.7	屋上1 近隣所有地喫煙室・喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2019.7	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2020.4	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7	建物内全面禁煙 2019.7
秋田県	数地内全面禁煙 2018.10	なし	数地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2018.10		なし	数地内全面禁煙 2018.10		数地内全面禁煙 2018.10	数地内全面禁煙 2018.10
山形県	数地内全面禁煙 2019.7	なし	数地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7		なし	建物内全面禁煙 2015.4	議会専用屋外喫煙場所	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
福島県	建物内全面禁煙 2018.9	喫煙室2	屋外喫煙場所設置	節度ある喫煙 2010.4	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7	建物内全面禁煙 2019.7
茨城県	数地内全面禁煙 2019.7	なし	数地内全面禁煙	勤務時間中禁煙	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2015.11	議会専用屋外喫煙場所	数地内全面禁煙 2019.4	数地内全面禁煙 2019.4
栃木県	建物内全面禁煙 2009.7	テラス・ベランダ1	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2019.5	コンビニ	未検討	喫煙場所を設す	喫煙室	建物内全面禁煙 2019.3	建物内全面禁煙 2019.3
群馬県	建物内全面禁煙 2019.6	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2019.3	売店	未検討	建物内全面禁煙 2020.4	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7	建物内全面禁煙 2019.7
埼玉県	建物内全面禁煙 2004.4	屋上1	屋外喫煙場所設置	節度ある喫煙	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2016.12	議会専用屋外喫煙場所	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
千葉県	数地内全面禁煙 2020.4	なし	数地内全面禁煙	節度ある喫煙	コンビニ	管理権限なし	喫煙場所を設す	喫煙室	数地内全面禁煙 2020.4	数地内全面禁煙 2020.4
東京都	数地内全面禁煙 2019.7	なし	数地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2018.4	コンビニ	管理権限なし	数地内全面禁煙 2018.4		建物内全面禁煙 2019.7	建物内全面禁煙 2019.7
神奈川県	建物内全面禁煙 2005.4	出入口近傍喫煙コーナー一廃止 喫煙室1	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2008.12		なし	喫煙場所を設す	喫煙室	建物内全面禁煙 2009.3 数地内全面禁煙検討中(2019年時点)	建物内全面禁煙 2009.3 数地内全面禁煙検討中(2019年時点)
新潟県	建物内全面禁煙 2019.6	喫煙室2	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2019.7	売店 自動販売機	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.8		建物内全面禁煙 2019.6	建物内全面禁煙 2019.6
富山県	建物内全面禁煙 2008.11	出入口近傍喫煙コーナー一廃止 (1コロナの影響で一時的閉鎖後廃止) 屋上1	屋外喫煙場所設置	節度ある喫煙 2008.11	売店	管理権限なし	喫煙場所を設す	喫煙室	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
石川県	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2019.7		なし	喫煙場所を設す	喫煙室	数地内全面禁煙 2019.4	数地内全面禁煙 2019.4
数地内全面禁煙 2018.6 (半日8:30~12:00)										
福井県	建物内全面禁煙 2005.5	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	未検討	数地内全面禁煙 2019.7		数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
山梨県	建物内全面禁煙 2003.9	喫煙室1 (1コロナの影響で一時的閉鎖) 屋上1	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙	売店	管理権限なし	喫煙場所を設す	喫煙室	建物内全面禁煙 2019.4	建物内全面禁煙 2019.4
岐阜県	数地内全面禁煙決定 2023.4	隣接しない喫煙コーナー (1コロナの影響で一時的閉鎖後再開)	数地内全面禁煙決定	規定なし	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙決定 2023	喫煙室	数地内全面禁煙 2019.4	数地内全面禁煙 2019.4
静岡県	建物内全面禁煙 2018.4	屋上2 近隣所有地喫煙室・喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	規定なし		なし	建物内全面禁煙 2018.4	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2018.4	建物内全面禁煙 2018.4
愛知県	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー2 屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	未検討	喫煙場所を設す	喫煙室	建物内全面禁煙 (2019年4月に数地内全面禁煙 後、2020年2月に屋外喫煙 場所再設置)	建物内全面禁煙 (2019年4月に数地内全面禁煙 後、2020年3月に屋外喫煙 場所再設置)
三重県	建物内全面禁煙 2016.4	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	管理権限なし	喫煙場所を設す	喫煙室	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
滋賀県	数地内全面禁煙 2019.5	なし	数地内全面禁煙	自業・節度ある喫煙 2012.2	コンビニ	未検討	数地内全面禁煙 2019.5		建物内全面禁煙 (2019年7月に数地内全面禁煙 後、2020年10月に屋外喫煙 場所再設置)	建物内全面禁煙 (2019年7月に数地内全面禁煙 後、2020年10月に屋外喫煙 場所再設置)
京都府	建物内全面禁煙 2008.10	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2008.6		なし	建物内全面禁煙 2013.8	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	数地内全面禁煙 2019.4	数地内全面禁煙 2019.4
大阪府	数地内全面禁煙 2008.5	なし (隣の管理地に屋外喫煙スペース2)	数地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2008.5		なし	数地内全面禁煙 2008.5		数地内全面禁煙 2019.4	数地内全面禁煙 2019.4
兵庫県	建物内全面禁煙 2007.4	出入口近傍喫煙コーナー2 (1コロナの影響で一時的閉鎖) テラス・ベランダ6	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2007.4	議会専用屋外喫煙場所	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
奈良県	建物内全面禁煙 2010.9	隣接しない喫煙コーナー2	数地内全面禁煙検討中	自業・節度ある喫煙	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2010.8	議会専用屋外喫煙場所	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
和歌山県	建物内全面禁煙 2011.7	屋上2	屋外喫煙場所設置	規定なし		なし	喫煙場所を設す	喫煙室	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
鳥取県	建物内全面禁煙 2012.1	喫煙室1 (1コロナの影響で一時的閉鎖)	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2019.7		なし	建物内全面禁煙 2012.1	議会専用屋外喫煙場所	数地内全面禁煙 2019.1	数地内全面禁煙 2019.1
島根県	建物内全面禁煙 2011.4	隣接しない喫煙コーナー1 屋上3	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	未検討	建物内全面禁煙	議会専用屋外喫煙場所	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
岡山県	建物内全面禁煙 2010.9	屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2011.4	議会専用屋外喫煙場所	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
広島県	建物内全面禁煙 2011.10	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2012.7		なし	喫煙場所を設す	喫煙室	建物内全面禁煙 2019.7	建物内全面禁煙 2019.7
山口県	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー3 出入口近傍喫煙コーナー1廃止	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2018.6(再徹底)	売店	未検討	建物内全面禁煙 2018.10	本庁舎と共用の屋外喫煙場所 議会専用屋外喫煙場所	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
徳島県	建物内全面禁煙 2011.4	屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	管理権限なし	喫煙場所を設す	喫煙室	建物内全面禁煙 2011.7	建物内全面禁煙 2011.7
香川県	建物内全面禁煙 2010.7	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ1	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2020.7	売店 自動販売機	未検討	建物内全面禁煙 2020.4	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.4	建物内全面禁煙 2019.4
愛媛県	建物内全面禁煙 2011.4	屋上2	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店 自動販売機	未検討	喫煙場所を設す	喫煙室	数地内全面禁煙 2019.4	数地内全面禁煙 2019.4
高知県	建物内全面禁煙 2005.11	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	数地内全面禁煙検討中	自業・節度ある喫煙 2005.10	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2020.4	議会専用屋外喫煙場所	数地内全面禁煙 2019.10	数地内全面禁煙 2019.10
福岡県	建物内全面禁煙 2011.4	隣接しない喫煙コーナー2	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2003.5	コンビニ	管理権限なし	喫煙場所を設す	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7	建物内全面禁煙 2019.7
佐賀県	数地内全面禁煙 2019.7	なし	数地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7	コンビニ	未検討	喫煙場所を設す	喫煙室	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
長崎県	建物内全面禁煙 2018.1	喫煙室2	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	管理権限なし	喫煙場所を設す	喫煙室	建物内全面禁煙 2018.2	建物内全面禁煙 2018.2
熊本県	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1 (1コロナの影響で一時的閉鎖)	屋外喫煙場所設置	節度ある喫煙 2019.6	コンビニ	管理権限なし	喫煙場所を設す	喫煙室	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
大分県	建物内全面禁煙 2018.4	隣接しない喫煙コーナー1 屋上3	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	管理権限なし	建物内禁煙 2019.7		数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
宮崎県	建物内全面禁煙 2019.4	屋上3	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店 コンビニ	未検討	喫煙場所を設す	喫煙室	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
鹿児島県	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー2	屋外喫煙場所設置	自業・節度ある喫煙 2019.7	売店	管理権限なし	喫煙場所を設す	議員・会議室 議会専用屋外喫煙場所	数地内全面禁煙 2019.7	数地内全面禁煙 2019.7
沖縄県	数地内全面禁煙 2019.7	なし	数地内全面禁煙	自業・節度ある喫煙 2015.12		なし	建物内全面禁煙 2008.4	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.4	建物内全面禁煙 2019.4

青文字：昨年度より数が減少した
赤文字：昨年度より数が増加した

資料2-②. 県庁所在市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況(2022年3月1日時点)

*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況	敷地内全面禁煙の検討	勤務中の喫煙	タバコの販売	禁煙実施状況	喫煙場所	禁煙実施状況
敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)	勤務時間中禁煙	販売場所	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)
建物内全面禁煙	勤務時間中禁煙	なし	販売中止予定	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙
建物内全面禁煙化決定	禁煙化決定	なし	中止決定	建物内全面禁煙化決定	会派控入室のみ	建物内全面禁煙化決定
検討中	敷地内全面禁煙検討中	自粛/節度	売店/コンビニ	検討中	喫煙室	検討中
未検討	敷地内全面禁煙未検討	規定なし	自動販売機	未検討	喫煙コーナー	未検討
喫煙場所を設す	屋外喫煙場所設置	規定なし	販売継続	喫煙場所を設す	会席・委員会室、喫煙室	喫煙場所を設す
			管理権限なし			

問1	問2	問1	問4	問5	問3-1	問3-2	問8
県庁所在市：一般庁舎		敷地内全面禁煙の検討	勤務中の喫煙禁止	タバコの販売	議会議場・フロア		消防局の現状
禁煙実施状況	喫煙場所(屋外)			販売場所	販売中止予定	禁煙実施状況	喫煙場所
札幌市	敷地内全面禁煙 2019.1	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.1	なし	敷地内全面禁煙 2019.1	敷地内全面禁煙 2019.1
青森市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2013.4	なし	敷地内全面禁煙 2019.7	建物内全面禁煙
盛岡市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2019.7	売店	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7
仙台市	建物内全面禁煙 2015.4	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2020.11	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4
秋田市	建物内全面禁煙	隣接しない喫煙コーナー1	2019年7月に敷地内全面禁煙後、屋外喫煙場所再設置	自粛・節度ある喫煙 2019.9	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7
山形市	建物内全面禁煙 2005.4	喫煙室1 屋上1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2005.4	売店	未検討	建物内全面禁煙 2012.9
福島市	敷地内全面禁煙 2020.4	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2011.5	売店	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4
水戸市	建物内全面禁煙 2019.7	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	節度ある喫煙 2014.12	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7
宇都宮市	建物内全面禁煙 2012.4	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2019.6	自動販売機	管理権限なし	建物内全面禁煙 2012.4
前橋市	敷地内全面禁煙 2019.6	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2013.4	売店	検討中	敷地内全面禁煙 2020.4
さいたま市	建物内全面禁煙 2019.4	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2003.12	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2020.3
千葉市	敷地内全面禁煙 2018.4	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2004.4	なし	なし	敷地内全面禁煙 2018.4
横浜市	敷地内全面禁煙 2020.5	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2020.4	なし	なし	敷地内全面禁煙 2020.5
新潟市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2008.4	なし	なし	敷地内全面禁煙 2019.7
富山市	建物内全面禁煙 2019.7	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2005.8	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7
金沢市	建物内全面禁煙 2019.7	出入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	規定なし	自動販売機	未検討	建物内全面禁煙 2019.7
福井市	建物内全面禁煙 2019.7	屋上1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7	なし	喫煙場所を設す	喫煙室
甲府市	建物内全面禁煙 2004.10	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2019.7	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2004.10
長野市	建物内全面禁煙 2019.7	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2004.1	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7
岐阜市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2016.6	なし	なし	敷地内全面禁煙 2019.7
静岡市	建物内全面禁煙 2019.7	喫煙室2	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2012.6	なし	なし	建物内全面禁煙 2019.4
名古屋市	建物内全面禁煙 2013.4	屋上2	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2013.4
津市	建物内全面禁煙 2019.7	喫煙室1 屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	自動販売機	喫煙場所を設す
大津市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2016.4	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7
京都市	建物内全面禁煙 2011.8	屋上1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2020.12	なし	なし	建物内全面禁煙 2011.8
大阪市	敷地内全面禁煙 2010.4	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2010.10	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2012.6
神戸市	敷地内全面禁煙 2011.5	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2011.5	なし	なし	敷地内全面禁煙 2011.5
奈良市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2014.10	なし	なし	敷地内全面禁煙 2019.7
和歌山市	建物内全面禁煙	喫煙室1	2019年7月に敷地内全面禁煙後、2021年1月に屋外喫煙場所再設置	規定はないが、喫煙のための雇員は職務専念義務違反にあたる	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2019.7
鳥取市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2018.4	コンビニ	管理権限なし	敷地内全面禁煙 2019.7
松江市	敷地内全面禁煙 2020.4	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2020.7	なし	なし	敷地内全面禁煙 2020.4
岡山市	建物内全面禁煙 2019.7	屋上1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2008.5	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2019.7
広島市	建物内全面禁煙 2008.9	屋上1	屋外喫煙場所設置	節度ある喫煙 2007.3	なし	なし	建物内全面禁煙 2020.4
山口市	建物内全面禁煙 2011.4	隣接しない喫煙コーナー1	敷地内全面禁煙検討中	規定なし	なし	なし	建物内全面禁煙 2011.4
徳島市	建物内全面禁煙 2018.4	出入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	規定なし(勤務中に喫煙できない)	なし	なし	建物内全面禁煙 2018.4
高松市	建物内全面禁煙 2019.4	隣接しない喫煙コーナー1 (1) コロナの影響で一時的閉鎖) テラス・ベランダ3	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙	売店	未検討	建物内全面禁煙 2019.4
松山市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7	売店	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7
高知市	建物内全面禁煙 2019.7	屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	販売継続	建物内全面禁煙 2020.1
福岡市	建物内全面禁煙 2018.2	喫煙室2 出入口近傍喫煙コーナー3 (1) コロナの影響で一時的閉鎖) 屋上2	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2018.2	なし	なし	建物内全面禁煙 2018.2
佐賀市	建物内全面禁煙 2019.7	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	自動販売機	未検討	喫煙場所を設す
長崎市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2000.4	売店	管理権限なし	喫煙場所を設す
熊本市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7	売店	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7
大分市	建物内全面禁煙 2004.4	屋上2	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	販売継続	喫煙場所を設す
宮崎市	建物内全面禁煙 2011.4	隣接しない喫煙コーナー2 テラス・ベランダ4 屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	なし	なし	建物内全面禁煙 2011.4
鹿児島市	建物内全面禁煙 2010.9	隣接している喫煙コーナー3 (うち出入口近傍2)	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙	売店	未検討	建物内全面禁煙 2010.9
那覇市	建物内全面禁煙 2003.6	屋上1 (1) コロナの影響で一時的閉鎖)	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2019.7	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2013.1

青文字：昨年度より数が減少した
赤文字：昨年度より数が増加した

資料2-③. 23特別区、政令市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況(2022年3月1日時点)

*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況	敷地内全面禁煙の検討	勤務中の喫煙	タバコの販売	禁煙実施状況	喫煙場所	禁煙実施状況
敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)	勤務時間中禁煙	販売場所	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)
建物内全面禁煙	勤務時間中禁煙	禁煙化決定	なし	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙
建物内全面禁煙化決定	自粛/節度	販売/コンビニ	中止決定	建物内全面禁煙化決定	会議控え室のみ	建物内全面禁煙化決定
検討中	敷地内全面禁煙検討中	規定なし	検討中	喫煙室	喫煙コーナー	検討中
未検討	敷地内全面禁煙未検討	自動販売機	未検討	喫煙場所を誘す	会議・委員会室、喫煙室	未検討
喫煙場所を誘す	屋外喫煙場所設置	販売権なし	販売権なし	管理権なし		喫煙場所を誘す

	23特別区:一般庁舎		敷地内全面禁煙の検討	勤務中の喫煙禁止	タバコの販売		議会棟・フロア		喫煙場所
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋外)			販売場所	販売中止予定	禁煙実施状況	喫煙場所	
千代田区	建物内全面禁煙 2017.12	テラス・ベンダ1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2017.12	なし	なし	建物内全面禁煙 2017.12		
中央区	建物内全面禁煙	屋上1	2019年7月に敷地内全面禁煙後、2020年4月屋外喫煙場所再設置	規定なし(勤務中及びに勤務の場所を離れてはならない)	なし	なし	敷地内全面禁煙 2019.7		
港区	敷地内全面禁煙 2016.4	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2011.4	なし	なし	敷地内全面禁煙 2016.4		
新宿区	建物内全面禁煙 2019.7	出入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙	売店	管理権なし	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	
文京区	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7	コンビニ	管理権なし	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	
台東区	建物内全面禁煙 2019.7	出入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7	なし	なし	敷地内全面禁煙 2019.7		
墨田区	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2019.7	売店(職員用)	中止決定	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	
江東区	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7	なし	なし	喫煙場所を誘す	喫煙室	
品川区	建物内全面禁煙 2019.4	隣接しない喫煙コーナー2 屋上1(廃止)	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	管理権なし	建物内全面禁煙 2019.4		
目黒区	建物内全面禁煙 2019.7	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2019.6	自動販売機	販売権なし	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	
大田区	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7	なし	なし	建物内全面禁煙 2019.3	議会専用屋外喫煙場所	
世田谷区	建物内全面禁煙 2019.7	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙	売店	未検討	建物内全面禁煙 2019.7		
渋谷区	敷地内全面禁煙 2019.9	なし	敷地内全面禁煙	規定なし	コンビニ	管理権なし	敷地内全面禁煙 2019.9		
中野区	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.4	コンビニ	管理権なし	建物内全面禁煙 2019.4	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	
杉並区	建物内全面禁煙 2019.7	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7	なし	なし	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	
豊島区	敷地内全面禁煙 2015.5	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2011.5	なし	なし	敷地内全面禁煙 2015.5		
北区	建物内全面禁煙 2004.6	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2008.11	なし	なし	建物内全面禁煙 2019.7		
荒川区	敷地内全面禁煙 2019.7	近隣所有地にトレーラー型喫煙室1	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.6	なし	なし	敷地内全面禁煙 2012.3		
板橋区	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2019.7	なし	なし	敷地内全面禁煙 2019.7		
練馬区	建物内全面禁煙 2019.7	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7	売店	検討中	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	
足立区	建物内全面禁煙 2012.4	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2012.4	なし	なし	建物内全面禁煙 2012.4	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	
葛飾区	敷地内全面禁煙 2020.11	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1 (コロナの影響ですべて永久閉鎖)	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2016.4	なし	なし	敷地内全面禁煙 2019.7		
江戸川区	建物内全面禁煙 2019.7	出入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2015.4	なし	なし	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	

青文字: 昨年度より数が減少した
赤文字: 昨年度より数が増加した

	政令市:一般庁舎			勤務中の喫煙禁止	タバコの販売		議会棟・フロア		喫煙場所	消防局の現状
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋外)	敷地内全面禁煙の検討		販売場所	販売中止予定	禁煙実施状況	喫煙場所		
札幌市	敷地内全面禁煙 2019.1	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.1	なし	なし	敷地内全面禁煙 2019.1		敷地内全面禁煙 2019.1	
仙台市	建物内全面禁煙 2015.4	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2020.11	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4		建物内全面禁煙 2015.4	
さいたま市	建物内全面禁煙 2019.4	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2005.12	コンビニ	管理権なし	建物内全面禁煙 2020.3	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7	
千葉市	敷地内全面禁煙 2018.4	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2004.4	なし	なし	敷地内全面禁煙 2018.4		敷地内全面禁煙 2020.4	
横浜市	敷地内全面禁煙 2020.5	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2020.4	なし	なし	敷地内全面禁煙 2020.5		敷地内全面禁煙 2020.7	
川崎市*	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2019.7	なし	なし	喫煙場所を誘す	喫煙室	建物内全面禁煙 2019.7	
相模原市*	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2016.7	売店	管理権なし	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.6	
新潟市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2008.4	なし	なし	敷地内全面禁煙 2019.7		敷地内全面禁煙 2019.7	
静岡市	建物内全面禁煙 2019.7	喫煙室2	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2012.6	なし	なし	建物内全面禁煙 2019.4	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7	
浜松市*	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2011.3	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7		敷地内全面禁煙 2019.7	
名古屋	建物内全面禁煙 2013.4	屋上2	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	管理権なし	建物内全面禁煙 2013.4	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2013.4	
京都市	建物内全面禁煙 2011.8	屋上1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2020.12	なし	なし	建物内全面禁煙 2011.8	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2017.12	
大阪市	敷地内全面禁煙 2010.4	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2010.10	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2012.6		建物内全面禁煙 2010.10	
堺市*	敷地内全面禁煙 2020.4	近隣所有地の公用車駐車場に喫煙コーナー1	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2011.4	なし	なし	敷地内全面禁煙 2020.4		敷地内全面禁煙 2020.4	
神戸市	敷地内全面禁煙 2011.5	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2011.5	なし	なし	敷地内全面禁煙 2011.5		建物内全面禁煙 2011.5	
岡山市	建物内全面禁煙 2019.7	屋上1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2008.5	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7	
広島市	建物内全面禁煙 2008.9	屋上1	屋外喫煙場所設置	節度ある喫煙 2007.3	なし	なし	建物内全面禁煙 2020.4	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7	
福岡市	建物内全面禁煙 2018.2	喫煙室2 出入口近傍喫煙コーナー3 (コロナの影響で一時的閉鎖) 屋上2	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2018.2	なし	なし	建物内全面禁煙 2018.2	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2018.2	
北九州市*	建物内全面禁煙 2011.1	屋上1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2011.1	売店	管理権なし	建物内全面禁煙 2011.1	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7	
熊本市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7	売店	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7		敷地内全面禁煙 2019.7	

青文字: 昨年度より数が減少した
赤文字: 昨年度より数が増加した

資料2-④. 中核市(候補市を含む)の一般庁舎・議会における禁煙実施状況(2022年3月1日時点)

*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況	敷地内全面禁煙の検討	勤務中の喫煙	タバコの販売		禁煙実施状況	喫煙場所	禁煙実施状況
敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)	勤務時間中禁煙	販売場所	販売中止予定	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)
建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	禁煙化決定	なし	なし	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙
建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定	自粛/節度	販売/コンビニ	検討中	建物内全面禁煙化決定	会議控え室のみ	建物内全面禁煙化決定
検討中	敷地内全面禁煙検討中	規定なし	未検討	検討中	喫煙室	喫煙コーナー	検討中
未検討	敷地内全面禁煙未検討	規定なし	自動販売機	未検討	喫煙場所を設す	喫煙場所を設す	未検討
喫煙場所を設す	屋外喫煙場所設置	規定なし	販売	販売機	喫煙場所を設す	会議・委員会室、喫煙室	喫煙場所を設す
				管理権限なし			

	問1 中核市(候補市を含む)：一般庁舎		問4 勤務中の喫煙禁止	問5 タバコの販売		問3-1 議会議場・フロア		問8 消防局の現状
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋外)		敷地内全面禁煙の検討	販売場所	販売中止予定	禁煙実施状況	
函館市	建物内全面禁煙 2018.4	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2018.4	売店 自動販売機	売店 未検討 自販機 中止予定 2022.4	建物内全面禁煙 2018.4	建物内全面禁煙 2018.4
旭川市	建物内全面禁煙 2018.4	喫煙室1	敷地内全面禁煙検討中	勤務時間中禁煙 2018.4	売店	未検討	建物内全面禁煙 2018.4	本庁舎と共用の屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7
八戸市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7	売店廃止 2022.1	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7	建物内全面禁煙 2019.6
郡山市	敷地内全面禁煙 2017.12	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2017.12	コンビニ	販売機	敷地内全面禁煙 2017.12	敷地内全面禁煙 2017.12
いわき市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2019.7	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7	敷地内全面禁煙 2019.7
高崎市	建物内全面禁煙 2011.4	喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー2	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2009.9	売店 自動販売機	未検討	喫煙場所を設す	喫煙室 建物内全面禁煙 2019.7
川崎市	建物内全面禁煙	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1(職員専用)	2018年7月に敷地内全面禁煙後、 2020年12月に屋外喫煙場所再設置	勤務時間中禁煙 2019.7	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7	建物内全面禁煙 2019.7
川口市	建物内全面禁煙 2019.7	喫煙室1 テラス・ベランダ1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙	なし	未検討	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7
越谷市	建物内全面禁煙 2019.7	喫煙室1 テラス・ベランダ2廃止	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2021.4	建物内全面禁煙 2019.7
船橋市	建物内全面禁煙 2013.10	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2013.10	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2013.10	建物内全面禁煙 2013.10
柏市	敷地内全面禁煙 2010.5	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2009.4	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2010.5	敷地内全面禁煙 2010.5
八王子市	建物内全面禁煙 2003.5	隣接しない喫煙コーナー1 テラス・ベランダ1	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2011.4	売店	未検討	建物内全面禁煙 2003.5	本庁舎と共用の屋外喫煙場所 消防局なし
横浜質市	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7	コンビニ	管理権限なし	敷地内全面禁煙 2019.7	建物内全面禁煙 2019.7
豊橋市	敷地内全面禁煙 2019.4	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.4	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2019.4	敷地内全面禁煙 2019.4
岡崎市	建物内全面禁煙 2011.4	隣接しない喫煙コーナー2	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2010.10	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2011.4	本庁舎と共用の屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2011.4
豊田市	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー2	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7	コンビニ	管理権限なし	喫煙場所を設す予定	喫煙室 建物内全面禁煙 2019.7
豊中市	敷地内全面禁煙 2020.4	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2020.4	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4	敷地内全面禁煙 2020.4
高槻市	敷地内全面禁煙 2020.4	なし	敷地内全面禁煙	規定なし	売店	未検討	敷地内全面禁煙 2020.8	敷地内全面禁煙 2020.4
枚方市	敷地内全面禁煙 2020.4	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.1	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4	敷地内全面禁煙 2020.4
八尾市	敷地内全面禁煙 2016.6	なし	敷地内全面禁煙	規定なし (勤務中に喫煙できない)	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2016.6	敷地内全面禁煙 2018.4
堺東市	敷地内全面禁煙 2020.4	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2018.4	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4	建物内全面禁煙 2019.7 (屋外喫煙場所は、夜間のみ使用可能)
東大阪市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙	コンビニ	管理権限なし	敷地内全面禁煙 2019.7	敷地内全面禁煙 2019.7
姫路市	建物内全面禁煙 2012.10	隣接しない喫煙コーナー1廃止 出入口近傍喫煙コーナー3 テラス・ベランダ1廃止、屋上2	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2019.9	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.9	本庁舎と共用の屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2013.4
尼崎市	建物内全面禁煙 2006.7	喫煙室1廃止 出入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2016.7	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2011.4	本庁舎と共用の屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2011.4
明石市	敷地内全面禁煙 2020.12	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2013	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2020.12	建物内全面禁煙 2013.4
西宮市	建物内全面禁煙 2019.7	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1 (コロナの影響ですべて一時的閉鎖)	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2019.6	なし	未検討	建物内全面禁煙 2019.7	建物内全面禁煙 2019.7
倉敷市	建物内全面禁煙 2019.7	テラス・ベランダ1 屋上2	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2019.11	売店	未検討	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7
真市	建物内全面禁煙 2019.7	屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7	議会専用屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7
福山市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	自粛・節度ある喫煙 2017.7	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7	敷地内全面禁煙 2019.7
下関市	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	敷地内全面禁煙未検討	規定なし	なし	未検討	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7
久留米市	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー1 テラス・ベランダ2	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	販売機	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7
佐世保市	建物内全面禁煙 2019.7	隣接しない喫煙コーナー2	屋外喫煙場所設置	自粛・節度ある喫煙 2019.7	売店	未検討	建物内全面禁煙 2019.7	本庁舎と共用の屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7
つくば市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7	建物内全面禁煙 2019.7
藤沢市	敷地内全面禁煙 2018.4	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2018.1	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2018.4	敷地内全面禁煙 2018.1
松本市	敷地内全面禁煙 2019.7	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2013.10	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7	敷地内全面禁煙 2019.7
一宮市	建物内全面禁煙 2019.7	屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	なし	未検討	喫煙場所を設す	喫煙室 建物内全面禁煙 2019.7
四日市市	敷地内全面禁煙 2019.7	近隣所有地の喫煙室・喫煙コーナー1	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7	敷地内全面禁煙 2019.7
吹田市	敷地内全面禁煙 2009.4	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2009.4	なし	未検討	敷地内全面禁煙 2009.4	敷地内全面禁煙 2020.4

青文字：昨年度より数が減少した
赤文字：昨年度より数が増加した

令和2年以降に施行された各自治体の受動喫煙防止条例一部を紹介します。

資料 3-① 福島県「ふくしま受動喫煙防止条例」(令和3年4月1日施行)

ふくしま受動喫煙防止条例の概要	
<p>目的</p> <p>この条例は、健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下法という）に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者や事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を防止するために取り組むべき事項について定めることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。</p>	
<p>責務</p> <p>○県</p> <ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙に関する知識の普及啓発 受動喫煙を防止するための環境整備に関する施策の策定・実施 <p>○県民等</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルの各段階を通じた受動喫煙の防止、健康影響の理解 保護者等は、子どもの受動喫煙による悪影響を未然に防ぐよう努める。 <p>○事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業活動における受動喫煙が発生しないよう努める。 <p>○管理権原者</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食店等で喫煙室を設けない場合、その旨を表示するよう努める。 学校、児童福祉施設等、子どもが主として利用する施設は特定屋外喫煙場所を設置しないよう努める。 	<p>受動喫煙防止対策</p> <p>○子ども、妊婦等への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 喫煙をする人は、家庭等の子ども、妊婦等が利用している場所や同室の空間及び同乗している車内で喫煙しないように努める。 喫煙をする人は、たばこを消した後に残留するたばこの臭気、その他の残留物に関して、子ども、妊婦等へ配慮するよう努める。 <p>○路上等における受動喫煙の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 喫煙をする人は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が主として利用している施設の周辺の路上、通学時間帯の通学路で喫煙しないよう努める。 公園及び児童遊園の管理権原者や利用者は、受動喫煙により健康を損なう可能性の高い利用者への受動喫煙防止に努める。

ふくしま受動喫煙防止条例の概要				
健康増進法との比較				
施設・区域等の類型	健康増進法	ふくしま受動喫煙防止条例（案）		
第一種施設	学校、児童福祉施設等	原則敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所を設置可能)	特定屋外喫煙場所を設けないように努める。	
	病院、行政機関の庁舎		法に準拠	
第二種施設	飲食店・喫煙室等	屋内禁煙	・原則屋内禁煙 (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室設置可能) ・20歳未満のものを喫煙室内に立ち入らせてはならない。	法に準拠
		喫煙標識の掲示	喫煙室の出入口及び施設の主たる出入口の見やすい箇所に標識を掲示しなければならない。	法に準拠
	禁煙標識の掲示	規定なし	主たる出入口の見えやすい箇所に喫煙をすることができる場所がないことを記載した標識を掲示するよう努める。	
家庭等	望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。	子どもや妊婦等と同室の空間等で喫煙しないよう努める。		
自動車の車内		子どもや妊婦等と同乗している車内で喫煙しないよう努める。		
路上等		学校、児童福祉施設等の周辺の路上や通学時間帯の通学路で喫煙しないよう努める。		
公園、児童遊園		子どもや妊婦等の受動喫煙の防止に努める。		
その他	規定なし	たばこの臭気やその他の残留物に関して、子どもや妊婦等への配慮に努める。		

引用元： <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/fukusimajyudoukituenjyourei.html>



第2章

福島市の受動喫煙防止対策の目指す姿

令和2年4月1日に全面施行された改正健康増進法をもとに、福島市では令和2年7月1日に「福島市受動喫煙防止条例」を施行し、望まない受動喫煙を防ぐための取り組みを進めています。

改正健康増進法のポイント

① 「屋内」は原則禁煙に

屋内及び屋外であっても喫煙を行う場合は、周囲の状況に配慮することが必要です。

② 20歳未満の人は喫煙エリアへの立ち入りが禁止に

たとえ、飲食店の従業員であっても立ち入れません。飲食店等を利用する際、保護者同伴であっても20歳未満の方は立ち入り禁止の喫煙エリアに入らないよう注意を!

③ 標識の掲示を義務化

屋内は原則禁煙。条件を満たせば喫煙室を設置することが可能ですが、喫煙室には標識掲示が義務となります。

改正健康増進法の詳細はこちらへ
厚生労働省「なくそう!望まない受動喫煙」



喫煙は、マナーからルールへ



このマークがある施設は
20歳未満
立入禁止!

お店を利用するときに、
入り口などでチェックしてみよう!

この標識が目印です!
[標識の一例]



福島市受動喫煙防止条例のポイント

① 福島市の公共施設における受動喫煙防止対策

市が設置又は管理する公共施設は原則敷地内禁煙となります(公用車含む)。一部取り扱いが異なる施設がありますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。

福島市受動喫煙
防止条例の
詳細はこちらへ



② 福島駅周辺の受動喫煙防止重点区域

- 区域内は路上喫煙禁止(令和2年10月1日から)。
- 喫煙をする場合は、指定喫煙所でのみ喫煙可能です。
- 受動喫煙防止指導員が見まわり、喫煙の中止を指導します。指導に従わない場合は、2,000円の過料^{かりよう}が生じます(令和3年3月1日から)。

【条例に関するお問い合わせは下記まで】

福島市保健所 健康推進課 電話024-597-8616

〈受動喫煙防止重点区域および指定喫煙所〉



子どもをたばこの煙から守りましょう



山形市

令和3年
3月1日施行

子どもの受動喫煙防止条例



\\ こんな場面は注意が必要です //

換気扇・空気清浄機があるから大丈夫と思いませんか？

換気扇の下で喫煙してもたばこの害を排除することはできません。

また、空気清浄機も、たばこの煙を除去することはできません。

ベランダや庭で吸えば大丈夫と思いませんか？

サッシや窓の隙間から室内に煙が流れ込む他、喫煙後室内に戻ってから吐く息にも、有害物質が含まれています。

屋外で吸えばどこでも大丈夫と思いませんか？

たばこの煙は広範囲に広がるため、屋外でも受動喫煙を生じさせてしまうことがあります。学校周辺や、子どもの行事の会場周辺などでの喫煙は周囲の状況に配慮が必要です。

望まない受動喫煙を防止するためご協力ください！



【お問合せ】
山形市健康医療部健康増進課 健康増進係
電話 023-616-7271

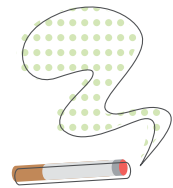
子どもの受動喫煙に関するアンケート調査の結果はこちらから▶▶▶



山形市 子どもの受動喫煙防止対策について 検索

子どもの心身の健やかな成長のために…

なぜ子どもの受動喫煙防止対策が必要なの？



子どもは、自分でたばこを吸うようなことは普通ありません。しかし、屋外や家庭など、子どもの近くで喫煙することによって生じたたばこの煙を、受動的に吸ってしまうことが、子どもたちにとって大きな問題となっています。子どもは、自分の意思で受動喫煙を避けることが困難です。全ての子どもが、安心して健康に暮らせるよう、どんな場所であっても子どもに受動喫煙をさせることのないようにするために条例が制定されました。

条例のポイント

1. 子どもが周囲にいる場所では、喫煙をしないよう努めなければなりません。

- 子どもが同乗している車内
- 子どもが遊んでいる公園、児童遊園等
- 学校や保育所等、小児科等の病院又は診療所その他これらに準ずるものの周辺路上

2. 家庭等において、子どもの受動喫煙の防止に努めなければなりません。

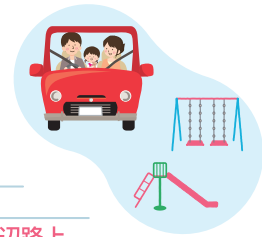
- 受動喫煙を避けることが困難な施設等へ子どもを立ち入らせない

3. 事業者等の責務として、子どもの受動喫煙の防止に努めなければなりません。

- 使用又は管理する施設において、受動喫煙防止対策を実施
- 市が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策への協力

4. 市は、子どもを受動喫煙から守るための施策を推進します。

- 子どもの受動喫煙防止対策を推進するための環境の整備
- 受動喫煙の有害性などの知識・意識の啓発
- 学校教育、社会教育などの場において、受動喫煙防止などに関する教育を実施



条例に関するQ&A

Q1 子どもが近くにいないければ、喫煙しても良いですか？

A1 煙は広範囲に広がるため、屋外でも受動喫煙を生じさせてしまうことがあります。特に子どもが多く利用する公園や学校等の周辺で喫煙をする際は、配慮が必要です。

Q2 公園等の屋外に灰皿が置いてある場所では喫煙しても良いですか？

A2 子どもが周囲にいない場合は喫煙可能ですが、望まない受動喫煙を防止するため周囲に人がいる場合は配慮が必要です。

Q3 加熱式たばこも対象になりますか？

A3 対象になります。
(加熱式たばこにより吐く息は、見えにくいエアロゾルになっています。)

※エアロゾルとは空中にただよう微細な粒子のこと。

※ 条例全文については、山形市ホームページをご覧ください。



広報
MITAKA City
Information

No.1676 | 令和2年 | 2020.10.4

70th ANNIVERSARY
東京都創設70周年

Poki
©2001 スタジオジブリ

毎月第1・第3日曜日発行
広報みたかはシルバー人材セン
ターの会員がお届けしています。

発行:三鷹市/編集:広報メディア課
〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1
法人番号:8000020132047

市役所電話(代表)
☎0422-45-1151

ホームページ
https://www.city.mitaka.lg.jp/

公式Twitter
https://twitter.com/mitaka_tokyo

今号の紙面から

ふたご家庭支援事業を ご活用ください	2面
お子さんの予防接種に関する お知らせ	3面
マイナンバーカード 受け取り専用窓口を開設	4面
市からのお知らせ	11面から
大沢の里水車「しんぐるま」の 水輪再生にご支援を	12面

吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごせるまでに

テーマは
思いやりと共存

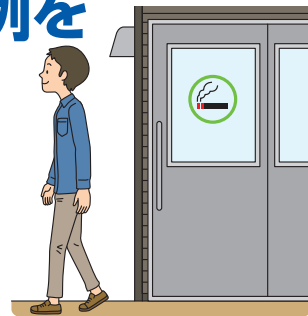
三鷹市受動喫煙防止条例を 制定しました



自分の意思とは関係なくたばこの煙にさらされる「受動喫煙」による健康への悪影響を防ぐため、市では独自に「三鷹市受動喫煙防止条例」を制定しました。

喫煙する人としない人の共存を図りながら、誰もが健康に暮らせる“安全で快適な生活環境”の確保を推進していきます。

※ 同条例の全文は、市ホームページでご覧いただけます。 ☎ 環境政策課 ☎ 内線2525



三鷹市受動喫煙防止条例のポイント

今年4月1日に施行された国の「改正健康増進法」と都の「東京都受動喫煙防止条例」では、主に屋内での受動喫煙を防止することが定められています。

今回制定した市の条例ではさらに、路上や公園などを含む屋外での受動喫煙防止と、健康への影響が大きい子どもの受動喫煙防止を一層推進することを旨とした規制を付加し、令和3年4月1日に施行します。

新たに喫煙禁止となる場所

- 市の施設などの敷地内屋外と、施設に隣接する路上
- 市が管理する公園・児童遊園・広場・緑地と、隣接する路上
- 市内の小・中学校、高校と市の児童福祉施設の敷地内屋外と、隣接する路上

一層の受動喫煙防止が求められる場所

次の場所は喫煙禁止ではありませんが、受動喫煙の防止に一層の配慮や意識向上が求められます。

- 小・中学校、高校の通学路
- 三鷹駅前の「喫煙マナーアップ区域」(右記)

よくある質問と回答



Q. たばこを吸う人はどうすればいいの？

A. たばこを吸う際はこれまで以上に周囲の状況に配慮しましょう。市では、喫煙マナーアップ区域に受動喫煙防止対策を講じた「特定喫煙所」を設置するなど、適切な対策を行います。



Q. 加熱式たばこの取り扱い？

A. 加熱式たばこについては厚生労働省の知見に基づき、現時点では紙巻きたばこと同様に規制対象とします。



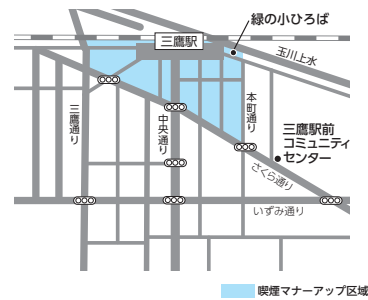
Q. 最初から市域全体を喫煙マナーアップ区域にすれば？

A. まずは三鷹駅南口の喫煙マナーアップ区域で喫煙者のマナーを見極め、成果が見られない場合は喫煙マナーアップ区域の拡大や喫煙禁止区域の指定も含め今後の対応を検討します。



三鷹駅前を「喫煙マナーアップ区域」に指定します

条例の施行に伴い、まずは人の往来が多い三鷹駅南口の駅前の一部を「喫煙マナーアップ区域」(下図)に指定し、受動喫煙の防止をより一層推進します。条例施行後は、区域内を「路上等受動喫煙防止指導員」が巡回し、声掛けと喫煙所の案内をします。また、7月下旬に撤去した開放型の駅前デッキ喫煙所に代わり、受動喫煙対策を講じた閉鎖型の公衆喫煙所を、令和3年1月に駅前の「緑の小ひろば」に設置します。



説明会を開催します

- 同条例と閉鎖型公衆喫煙所の設置に関する説明会です。
- 📅 10月11日(日)午前11時～正午、午後2時～3時、16日(金)午前11時～正午、午後2時～3時、7時～8時
 - 👤 各回20人
 - 📍 三鷹駅前コミュニティセンター(上記地図参照)
 - 📄 必要事項(11面参照)を同課 ☎ 内線2525・✉ kankyo@city.mitaka.lg.jpへ(先着制)

市外局番「0422」は省略。📍主催者 📅日時・期間 👤対象・定員 📍場所・会場 🗣️講師 💰費用 📄持ち物 📄申込方法 🗨️問い合わせ 📄保育保育あり 📞手話(要約筆記)あり

令和3年4月1日施行 清瀬市受動喫煙防止条例

受動喫煙から、大切な人・家族・自分自身を守りましょう。

STOP 受動喫煙

清瀬市

4月1日
より

清瀬市受動喫煙防止条例を 施行します



受動喫煙は、がんや虚血性心疾患、脳卒中の発症など、健康に影響を与えることが科学的に明らかにされています。この条例は、喫煙及び受動喫煙による健康への被害を未然に防止し、次代を担う子どもたちをはじめ市民の皆さまの健康増進を図ることを目的として、令和3年4月1日(木)より施行します。引き続き、受動喫煙防止へのご協力をお願いします(加熱式たばこ等も含まれます)。☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

ポイント1

子どもの受動喫煙防止

市内の公私立保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの敷地に隣接する路上での喫煙を禁止します。2月中旬より、子どもの施設のフェンスなどに看板を設置し、パトロールを開始しています。



【受動喫煙が子どもに与える影響】
乳幼児突然死症候群(SIDS)*、喘息の既往*、喘息の発症・重症化、中耳の病気、う蝕(虫歯)、学童期の咳・痰・喘鳴・息切れなど。「※」は、因果関係を推定する証拠が十分(確実)。
参考：厚生労働省e-ヘルスネット



看板

ポイント2

公共施設における喫煙の制限

市役所庁舎・学校・児童福祉施設、公園や広場、その他市の公共施設の敷地内は禁煙です。なお、個々の施設の構造や利用形態等により、受動喫煙が生じる恐れが低いなどの場合は、除外することができます。





ポイント3

受動喫煙防止重点地区の指定

清瀬駅及び秋津駅周辺は、現在「特定分煙強化地区」として定められていますが、4月1日からは同区域を「受動喫煙防止重点地区」と定め、引き続き終日喫煙を禁止します。また現在、駅前のパトロールを実施しています。

清瀬駅周辺



秋津駅周辺



重点地区内の指定喫煙所については存続、撤去などを含め検討しています(現在、新たに設置する予定はありません)。

ポイント4

事業者や市民などが守るべき責務を規定

事業者は受動喫煙を避けるための環境整備に取り組むよう、また市民等は受動喫煙を生じさせないよう努めなければなりません。※市民等には、市内に居住し、もしくは滞在する人、市内を通過する人を含みます。

ごみのポイ捨て・歩行喫煙は引き続き禁止です

「清瀬市まちを美しくする条例」により
公共の場所などにおける歩行中及び自転車等による移動中の喫煙、吸い殻・空き缶等のごみのポイ捨て
は禁止されています

美しい地域を守り続けるためには、一人ひとりの思いやりや心掛け、正しいマナーを守ることが必要です。これからごみのポイ捨て・歩行喫煙という身近な問題をどのように改善していけるのか市民の皆さまと行政が丸となって市全体の意識を高めていきましょう。
☎ごみ減量推進課ごみ減量推進係 ☎042-493-3750

要申込み 禁煙を希望する市民を応援します

令和2年10月より、禁煙外来治療費助成金交付事業を開始しています。この機会に禁煙にチャレンジしてみませんか。☎市内在住の20歳以上の方【助成額】医療機関の禁煙外来医療費及び薬剤費の自己負担額のうち2分の1(上限10,000円) ☎直接窓口または電話で健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076へ

加熱式たばこも規制の対象となります

たばこ葉などを専用の機器で加熱して、ニコチンなどを含みエアロゾルを発生させて吸引するものを加熱式たばこと言います。加熱式たばこも受動喫煙による健康への影響について注意が必要です(その他電子たばこも一部対象)。

引用元：<https://www.city.kiyose.lg.jp/kenkouiryohukusi/kenkousyokuiku/kenkouzukuri/1007694.html>

(令和3年7月1日施行)

取組の3つの柱

本条例の制定とともに、たばこによる健康への影響から市民を守る取組を進めていきます。

1 たばこを吸わない人を育てます

1 | 家庭や地域において、子どもがたばこに接する機会をなくす。
2 | 子どもとその保護者が、たばこについて学ぶ機会を増やします。

主な取組

- 「喫煙禁止条例」を全市・中学校で定期的に実施する。
- 高校、大学等でも「喫煙防止講座」を開催し、喫煙可能な年齢が身近に近づいている年代への教育を推進する。
- 母子健康手帳やマニキュアなどから、たばこ紙を活用して、母子健康手帳交付時に本人やパートナー等の喫煙が母体や胎児に及ぼす影響などに関する指導を行う。

2 たばこを吸わない習慣を身に付けます

1 | たばこが与える健康への影響など、たばこに関する正しい知識の普及を図る。
2 | 喫煙者への保健指導等により、禁煙を促す。

主な取組

- 定期的に禁煙相談日を行い、気軽に禁煙指導に相談できる体制を整える。
- ふくろい健康促進室(出前保健センター)や各種施設などの事業の中で、講話や禁煙相談などを実施し、広く正しい知識の普及を図る。

3 たばこを吸わない人を守ります

1 | 子どもと一緒にいる空間で喫煙しないようにする。
2 | 施設での禁煙化や分煙対策の徹底を図る。

主な取組

- 20歳未満の方や妊婦と同じ空間での喫煙を禁止する。(プライベート空間含む)
- <例>子どももいる部屋、子どもが居るままの室内等
- 18歳以下の子どもが主に利用する施設(幼稚園、学校等)や施設等、公共施設等における受動喫煙防止対策を強化する。

「袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例」を制定しました

たばこを吸わない人を守ります
たばこを吸わない習慣を身に付けます
たばこを吸わない人を育てます

未来を担う子どもと妊婦を守ります

健康寿命の延伸
まちの健康増進
市民の健康増進
喫煙者の減少

施行日
令和3年
7月1日

たばこによる健康への影響のないまちをめざします！

なぜ条例を作ったの？

国や県で受動喫煙防止対策が進められる中、日本一健康文化都市の実現を目指す袋井市では、受動喫煙防止対策に加え、喫煙者の減少に努めるほか、たばこによる健康への影響から、「未来を担う子どもや妊婦」を守ることに重点を置き、更に一歩踏み込んだ対策を講じていくため、本条例を制定しました。

今後は、制定した条例に基づき、市、市民、保護者及び事業者の協働により、たばこによる健康への影響のないまちを目指して取り組んでいきます。

たばこの定義

たばこ事業法に規定する製造たばこ及び製造たばこ代用品をいいます。

喫煙禁止場所の範囲

袋井市総合健康センター健康づくり課健康企画室
電話：0538-84-6127 FAX：0538-42-7276 E-mail：kenkozukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp

たばこが与える健康への影響

たばこから発生するニコチン、有害物質(「焦油類」のほか、たばこの先端から発生する「副産物」、喫煙者の呼気とも呼ばれる「付着煙」があり、この副産物と付着煙が「受動喫煙」の原因となります。

たばこには、様々な物質が含まれており、喫煙者本人はもちろん、周囲の方々の健康にも影響を及ぼすことが明らかになっています。(特に、子どもや妊婦は、受動喫煙の影響をより強く受けると言われています。)

経煙による健康への影響(レベル1)

がん：肺がん、喉頭がん、口腔がん、食道がん、胃がん、膵臓がん、胆膵がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん

その他の疾患：脳卒中、二酸化窒素依存性気管炎、慢性気管支炎、慢性肺病変(COPD)、肺気腫、肥満(肥満)、糖尿病、高血圧、心臓病、虚血性心臓病、肺動脈圧高血圧、肺動脈狭窄症、肺動脈硬化、2型糖尿病の発症

受動喫煙による健康への影響(レベル1)

大人：肺がん、気管炎、受動喫煙による呼吸器疾患、肺気腫、慢性気管支炎、心臓病、糖尿病、高血圧、肥満、虚血性心臓病、肺動脈圧高血圧、肺動脈狭窄症、肺動脈硬化、2型糖尿病の発症

子ども：呼吸器疾患、肥満、虚血性心臓病、肺動脈圧高血圧、肺動脈狭窄症、肺動脈硬化、2型糖尿病の発症

※レベル1-科学的根拠は、因果関係を推定するに十分である。(厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する統計情報報告書(2016年)」より)

みんなでたばこによる健康への影響のないまちをめざします！

市の責務

たばこによる健康への影響から市民を守るため、市民、保護者、事業者その他関係者と協力して、たばこに関する対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めます。

市民の責務

たばこによる健康への影響についての理解を求め、市が実施するたばこに関する対策に協力するとともに、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮するよう努めます。

保護者の責務

喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせないよう、その喫煙する20歳未満の方の周囲で喫煙しないとともに、その喫煙する20歳未満の方が喫煙をしないよう家庭等での徹底づくりに努めます。

事業者の責務

事業活動を行うに当たっては、たばこによる健康への影響を生じさせることのない環境を整備し、たばこによる健康への影響についての理解を深めるほか、市が実施するたばこに関する対策に協力するよう努めます。

具体的な規制を伴う内容

1 20歳未満の方及び妊婦の周囲における喫煙制限

自宅や車内など、たとえプライベート空間であっても、20歳未満の方及び妊婦の周囲での喫煙を控えます。

2 歩きたばこ等の制限

20歳未満の方の受託等の誘発防止及び喫煙による危険防止のため、市内で歩きたばこ等をしないよう努めます。

3 屋内及び屋外における受動喫煙の防止

施設の種類ごとに規制を定めていますので、遵守しましょう。

たばこに関する教育及び啓発

- 市は、広く市民に対し、たばこによる健康への影響に関する啓発を行います。
- 市は、市内の小中学校の児童及び生徒、高等学校の生徒並びに大学の学生に対し、たばこによる健康への影響に関する教育を推進します。
- 事業者は、その従業員等に対し、たばこによる健康への影響に関する啓発を行うよう努めます。

20歳未満の方の喫煙等の誘発防止

20歳以上の方の喫煙等が、20歳未満の方の喫煙等を誘発するおそれがあることを理解し、周囲の状況に配慮しましょう。

条例のポイント

- 市民(特に20歳未満の方や妊婦)の健康を守る
- 受動喫煙だけでなく、喫煙にまで踏み込んでいる
- 罰則はなく、市、市民、事業者等の協働により取り組んでいく
- 喫煙者の排除ではなく、受動喫煙の防止や自発的な禁煙が目的

引用元： <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/9/1/kenkozukuri/news/8714.html>

- 18 -

47

資料3

令和 4 年 1 月 28 日
市長定例記者会見資料
総合健康センター健康づくり課

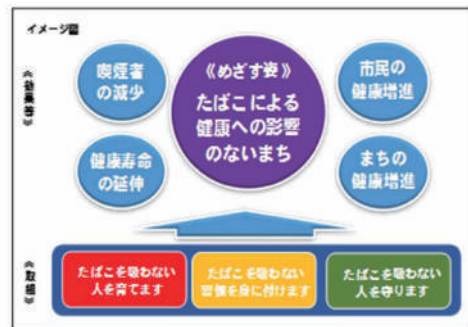
**たばこによる健康への影響のないまちを目指して
株式会社杏林堂薬局×袋井市「禁煙相談」を始めます**

●袋井市では、昨年7月に施行した「袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例」に係る取組の一環として、包括連携協定を締結している株式会社杏林堂薬局と連携し、令和4年2月から毎月1回、「禁煙相談日」を設けることとした。杏林堂薬局の管理栄養士が相談希望者と面談し、それぞれに合った禁煙チャレンジの方法を提案する。

●この相談事業は、本市のたばこに関する取組の3つの柱のうち、「たばこを吸わない習慣を身に付けます」を実践する取組の1つである。

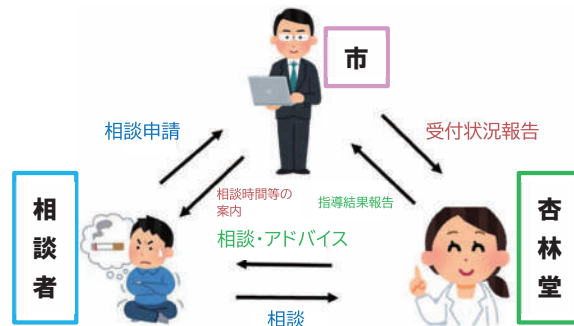
【取組の3つの柱】

- 1 たばこを吸わない人を育てます
- 2 たばこを吸わない習慣を身に付けます
- 3 たばこを吸わない人を守ります



【実施概要】

- 1 開催日 毎月第3土曜日の午前10時から午後1時30分（最終受付：午後1時）
- 2 実施期間 令和4年2月～令和5年1月（予定）
- 3 会場 杏林堂薬局 袋井下山梨店（下山梨1952-4）
- 4 相談時間 1人30分程度
- 5 対象者 市内在住または在勤で、禁煙外来を受診されていない方
- 6 申込方法 要事前予約。市健康づくり課健康企画室の窓口、電話、ファクス、Eメールで申込。
- 7 予約受付 相談希望月の前月1日から前月末日まで
- 8 事業の流れ





令和3年12月1日 市長定例記者会見

健康福祉部 医療保健課

電話:082-420-0936



東広島市受動喫煙の防止に関する条例

1 概要

平成30年7月に健康増進法が改正され、地方公共団体は受動喫煙の防止に必要な環境整備等、総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこと(第25条)が明記されました。特に、子どもや妊産婦等の受動喫煙による健康への悪影響は、次世代にも及ぶと言われてしています。

そうしたことから、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に関する施策に関し基本理念を定め、市・市民等・事業者及び施設管理者の責務を明らかにするとともに、健康増進法の実効性を高めることで、誰もが健康で快適に暮らすことができる生活環境を確保することを目的に、本市独自の条例を制定します。

2 条例の主な内容

(1) 市・市民等・事業者・施設管理者が守るべき責務を規定

市、市民等、事業者、施設管理者の責務を明らかにする。

(2) 子ども、妊産婦等を受動喫煙から守るための施策の推進

受動喫煙による健康への悪影響について、市民等の理解と関心を深めるために必要な教育、広報その他の啓発活動を行うことで、子ども等の健やかな成長に寄与する。

ア 子ども、妊産婦等の受動喫煙の防止の強化

イ 幼少期からのたばこの害に関する知識の普及及び意識の啓発

ウ 市民の健康づくり、受動喫煙防止に対する知識の普及及び意識の啓発

(3) 受動喫煙防止区域の指定による市民等にやさしいまちづくり

受動喫煙の防止に必要な環境の整備を推進することにより、誰もが健康で快適に暮らすことができる生活環境を確保する。

「受動喫煙防止区域」とは

ア 市長が、市民等の健康のため、特に受動喫煙の防止を図る必要があると認め、指定する区域。

イ 東広島市ポイ捨て等防止に関する条例第7条の規定により、環境美化強化地域として指定する区域。

3 施行日

令和4年4月1日

ただし、第9条第2項(受動喫煙防止区域)の規定は、同年5月31日とする。

4 今後の予定

令和3年12月の第4回市議会定例会に条例案を上程

資料 3-⑧ 大阪府「寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例」

(令和2年10月1日施行)

条例のポイント

1 次の場所での喫煙はご遠慮ください

- 家庭等で子どもが一緒にいる部屋
- 子どもが同乗している自動車の車内
- 公園、ちびっこ老人憩いの広場
- 学校や保育所等の周辺道路、通学路
- その他子どもの周囲

2 市内鉄道4駅周辺が路上喫煙禁止区域に指定されます

違反すると1,000円の過料が科せられる場合があります

詳しくは中面をご覧ください

※加熱式たばこを含みます



条例に関するQ & A

Q1 公園や通学路では、子どもがいない時間は喫煙してもいいですか？

A1 時間に関わらず場所に対して制限を設けています。喫煙はご遠慮ください。

Q2 加熱式たばこも規制の対象になりますか？

A2 健康増進法の内容等を勘案し、規制の対象としています。

Q3 空気清浄機や換気扇を使用すれば、子どもと同室でも喫煙していいですか？

A3 空気清浄機ではたばこの煙に含まれる有害物質を除去できません。また、換気扇を回しても十分な換気にはなりませんので、子どもと同室の空間では喫煙しないようにしてください。

Q4 罰則はありますか？

A4 路上喫煙禁止区域内で喫煙した場合、過料1,000円を科せられる場合があります。

詳細は、「寝屋川市」のホームページをご覧ください。

寝屋川市 受動喫煙防止 検索

寝屋川市保健所保健総務課 ☎072-829-7771

たばこの新ルールが始まります

寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例
令和2年10月1日施行



禁煙の相談窓口は、中面を見てくださいね。

寝屋川市
NEYAGAWA CITY

路上喫煙禁止区域

京阪寝屋川市駅



京阪香里園駅



喫煙は喫煙所※をお願いします

京阪萱島駅



J R 寝屋川公園駅



※喫煙所は順次設置予定です

思い立ったらすぐ禁煙！

～禁煙のメリット～

禁煙の効果はその日から始まります

禁煙時間	健康改善効果
20分後	血圧と脈拍が正常値まで下がる。
8時間後	血中の酸素濃度が上がる。
48時間後	味覚・嗅覚が改善する。
2週間～3か月後	心臓など循環機能が改善する。
1～9か月後	気道の自浄作用が改善し、感染を起こしにくくなる。
2年後	虚血性心疾患のリスクが低下する。
5年後	肺がんのリスクが低下する。

参考：イザミタカ白書「Smoking Kills」, 1998/「ARCがん予防レポート」11巻2007

美容にも効果があります

喫煙による肌への悪影響を軽減し、肌の状態を良くすることができます。

たばこをやめられない！・・・それは、ニコチンの依存症という病気だから！

禁煙の方法には、自力禁煙と禁煙補助薬を利用する方法があります。
日本禁煙学会「禁煙治療に保険が使える医療機関情報」※最新の情報は各病院へお尋ねください。

禁煙成功のカギはあきらめないこと！ぜひ、ご相談ください。

寝屋川市保健所健康づくり推進課 ☎072-812-2002

引用元：https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kenkou/hokensoumu/judoukituentaisaku/1588209710258.html

令和3年4月1日から 豊中市スマイルクリーン条例がスタートします！ (豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例)

条例の目的

屋内の禁煙化により増加する屋外での無秩序な喫煙をなくし、
受動喫煙等たばこに関する様々な問題の解決を図ります

条例のポイント

1. 市内鉄道8駅周辺を新たに「路上喫煙禁止区域」に指定
2. 公園、屋外競技場は禁煙
3. 駅周辺を中心に、屋外の公衆喫煙所を順次設けます
4. 禁煙したい市民を応援します

「路上喫煙禁止区域」詳しくは裏面をご覧ください

条例に関するQ&A

- ①加熱式たばこも規制の対象になりますか？
⇒健康増進法の内容等を勘案し、規制の対象とします。
- ②罰則はありますか？
⇒区域内において、喫煙の中止命令を出したにも関わらず、
喫煙を中止いただけない場合には、2万円以下の過料を徴収します。
- ③駅周辺、公園等の禁煙エリア以外は、喫煙していいですか？
⇒受動喫煙等を生じさせないよう周囲の状況に十分配慮してください。



【問合せ先】 豊中市保健所 健康政策課 ☎06-6152-7352



豊中市スマイルクリーン条例



ホームページはこちら





引用元： https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kenko_hokeneisei/kenkouzukuri/tabako/tabacco_jyorei_2020.html

「広陵町たたらん煙（受動喫煙）から健康を守る思いやり条例」を 施行しています。



受動喫煙は健康に影響を与えることが科学的に証明されています。広陵町では、受動喫煙による健康への影響から市民等を守り、吸う人、吸わない人の権利を尊重しながら思いやりのあるたばこ対策を推進するため、本条例を令和3年10月1日から施行しています。

※本条例の全文は、町ホームページでご覧いただけます。

●条例の主なポイント



1. 小学校・中学校の敷地に隣接する路上が路上喫煙禁止区域※に指定されています。

◆特に受動喫煙の防止を図る必要がある区域として、喫煙を終日禁止します。

◆路上喫煙禁止区域において、喫煙の中止命令に従わなかった場合は、

1. 000 円の過料を科します。

→過料は周知啓発期間を設けた後、令和 4 年 4 月 1 日から適用を開始します。

→たばこには、加熱式たばこ、電子たばこも含まれます。



※路上喫煙禁止区域については、裏面記載の地図にてご確認ください。

2. 町役場、さわやかホール、学校、診療所、児童福祉施設等については、敷地内禁煙です。

◆これまでも国の健康増進法により、これら第一種施設と言われる施設については、敷地内禁煙となっておりましたが、より厳しく、敷地内の屋外に喫煙所を設置することも不可としています。



3. 電子たばこを含め、望まない受動喫煙を生じさせないように努めてください。

◆路上喫煙禁止区域以外においても、望まない受動喫煙から市民等を守るため、喫煙をする場合は、周囲に配慮するよう努めて下さい。



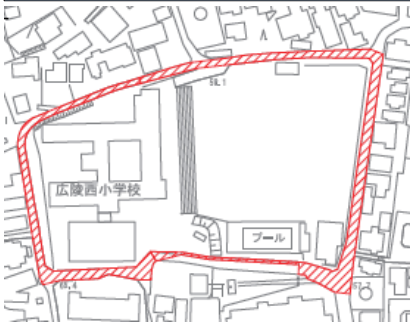
「受動喫煙」とは・・・自分がたばこを吸ってなくても、他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことです。またその煙は目に見えないことがあります。どちらの煙にも、身体に悪いことをひきおこす多くのものが含まれており、それを吸い込んだ人にも同じようなことがおこることが研究でわかっています。

4. 市民等や事業者が守るべき責務について定められています。

◆市民等や事業者は、広陵町の受動喫煙の防止に関する施策に協力する責務を有します。

※市民等：町内に居住もしくは滞在し、通勤又は通学する人のこと。

広陵西小学校



広陵東小学校



真美ヶ丘第一小学校



真美ヶ丘中学校



路上喫煙禁止区域

令和3年10月1日より、
小中学校の敷地に隣する路
上が路上喫煙禁止区域とな
っています。



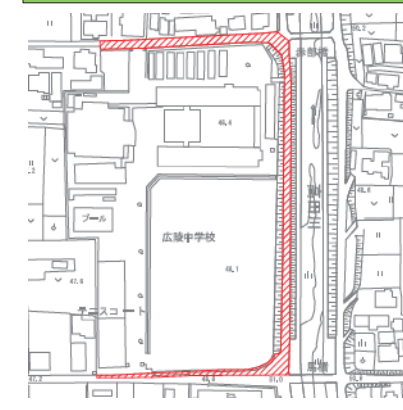
広陵北小学校



真美ヶ丘第二小学校



広陵中学校



このリーフレットは、

令和3年(2021)年度

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究（19FA1005）
の助成により作られました。

引用文献と関連 URL

- 1) 厚生労働省. 健康・医療 受動喫煙対策.
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>
(最終アクセス：2022年2月20日)
- 2) 厚生労働省. 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）.
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000483545.pdf> (最終アクセス：2022年2月20日)
- 3) Yamato H, Mori N, Horie R, et al. Designated smoking areas in streets where outdoor smoking is banned. Kobe J Med Sci. 59(3), E93-E105, 2013.
- 4) Yamato H, Kato T, Jiang Y, et al. Secondhand smoke from veranda Spreading to neighboring households. Journal of UOEH. 42(4), 335-338, 2020.
- 5) なくそう！望まない受動喫煙（厚生労働省）：<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>
- 6) 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン：<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>
- 7) 喫煙対策全般：<http://www.tobacco-control.jp/>
各種資料、スライド、動画等のダウンロードが出来ます
- 8) 日本禁煙推進医師歯科医師連盟：<http://www.nosmoke-med.org/>

問い合わせ先：

807-8555 福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室

ダイヤルイン：093-691-7473、FAX: 093-602-6395

Email：yamato@med.uoeh-u.ac.jp（大和 浩）

jiangying@med.uoeh-u.ac.jp（姜 英）

